

第一類 第五号)

第六十五回国会
衆議院 大蔵委員会

(二九五)

議録 第二十三号

院

大

蔵

委

員

会

議

錄

第二十三号

昭和四十六年三月二十三日(火曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 毛利 松平君

理事 宇野 宗佑君
理事 丹羽 久章君
理事 山下 元利君
理事 松尾 正吉君
理事 奥田 敬和君
木部 佳昭君
松本 親男君
吉田 重延君
佐藤 堀昌雄君
坂井 弘一君
原田 慶君
十郎君
吉田 重延君
佐藤 堀昌雄君
坂井 弘一君
視樹君
高橋清一郎君
中島源太郎君
木野 晴夫君
木村武千代君
吉田 秀男君
森 美秀君
吉田 実君
平林 貞次郎君
小林 政子君

上村千一郎君
勝志君
廣瀬 秀吉君
竹本 孫一君
木野 晴夫君
同(高田富之君紹介)(第二五九〇号)
同(中谷鉄也君紹介)(第二五九一號)
同(中谷重光君紹介)(第二五九二號)
同(高田富之君紹介)(第二五九三號)
同(中谷鉄也君紹介)(第二五六六三號)
同(中谷鉄也君紹介)(第二五六六四號)
同(松平忠久君紹介)(第二五六六五號)
同外百五十一件(佐藤觀樹君紹介) (第二七二二号)

個人企業の税制改正に関する請願外二件(金子一平君紹介)(第二五九四号)
同(原健三郎君紹介)(第二五九五号)
同(中村寅太君紹介)(第二五九七号)
同(長谷川峻君紹介)(第二五九八号)
同(田中六助君紹介)(第二五六六六号)
同(永田亮一君紹介)(第二五六六七号)
同外一件(根本龍太郎君紹介)(第二七二四号)
同(林義郎君紹介)(第二七二五号)
同(村上信一郎君紹介)(第二七二六号)

同外一件(根本龍太郎君紹介)(第二七二四号)
同(林義郎君紹介)(第二七二五号)
同(村上信一郎君紹介)(第二七二六号)

塩業等に保管する引揚者の物資処理に関する請願
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措

置法案

<p

り当たた数量に限り、収納するものとする。

(大蔵省令への委任)

第十二条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のための手続その他その執行に関する事項は、大蔵省令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十一条及び第十二条の規定は、昭和四十七年四月一日から施行する。

2 塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)は廃止する。

3 この法律の施行前に旧塩業整備臨時措置法の規定の適用を受けてされた処分については、なお従前の例による。

4 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「塩業整備臨時措置法(昭和三十四年法律第八十一号)」を「塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法(昭和四十六年法律第二百五十五号)」に改める。

理 由

最近における製塩技術の著しい進展にかんがみ、塩の価格の国際水準へのさや寄せを図る等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

政府ハ其ノ保有ニ係ル昭和四十二年以降昭和

四十五年以前ニ生産セラレタル米穀ニシテ配給ノ用ニ供スル數量ヲ超過セルモノヲ其ノ定ムル計画ニ基キ加工食品ノ原材料ノ用其ノ他食糧以外ノ用(飼料用ヲ含ム)ニ供スル為壳渡シ又ハ輸出ヲ目的トシテ壳渡スコトニ伴ヒ本会計ノ国内米管理勘定ニ生ズル損益計算上ノ損失トシテ

政令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル金額(次項ニ於テ過剩米処分損失ト謂フ)ヲ補填スル為一般会計ヨリ同勘定ヘ繰入金ヲ為スモノトス此ノ場合ニ於ケル繰入金ハ當該壳渡ヲ為シタル年度以降七箇年度内ノ期間ニ於テ毎年度予算ノ定ムル所ニ依リ計画的ニ之ヲ繰入ルモノトス

過剩米処分損失ハ前項ニ規定スル毎年度ノ繰入金ヲ以テ之ヲ整理スルモノトシ其ノ損失中當該整理ヲ為シ得ザル部分ノ金額ハ第八条ノ二第一項ノ規定ニ拘ラズ本会計ノ国内米管理勘定ノ損失ノ繰越トシテ之ヲ整理スベシ

附 則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の食糧管理特別会計法の規定は、昭和四十六年度以降の予算について適用する。

理 由

政府の保有する昭和四十五年以前に生産された米穀に係る過剩米処分に伴い国内米管理勘定に生ずる損失を整理する方途を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○毛利委員長 まず、政府より順次提案理由の説明を聽取いたします。中川大蔵政務次官。

○中川政府委員 ただいま議題となりました塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法案につきまして、提案の理由及びその内容

一法律案につきまして、提案の理由及びその内容

を御説明申し上げます。日本専売公社は、この法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、最近における製塩技術の著しい進展に

かんがみ、塩の製造方法を塩田方式のものからイオン交換膜の利用によるものに転換して塩業の近代化を促進するため、塩業整理交付金を交付して塩田等の整理を行なうとともに、塩の価格の国際水準へのさや寄せをかる等の措置を講ずることとし、ここの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきましてその大要を申します。塩またはかん水の製造を廃止した者に対する支拂いをかる等の措置を講ずることとし、塩業整理交付金を交付することとしております。塩業整理交付金を交付することとするとともに、公社は、その者について製造変更の許可をしないこととしております。

以上のほか、当分の間、塩の製造者は、日本専売公社の許可を受けて食卓塩等の特定の塩を直接販売することとするとともに、公社は、収納すべき塩の製造数量を割り当てることができることとする等の所要の措置を講ずることとしております。

まず、塩またはかん水の製造を廃止した者に対する支拂いをかる等の措置を講ずることとしておりま

す。すなわち、一定期間内に塩もしくはかん水の製造の全部または塩田におけるかん水の製造を廃止した者に対して、製塩施設の廃止による減価を埋めたための費用、廃止に伴つて必要とされる退職金を支払うための費用及び廃止にかかる転移業

用の全部を埋めるための費用として、一定の基準により算出した金額の塩業整理交付金を日本専売公社が交付することとしております。

また、塩の製造者は、交付金の交付にかかる費用の一部を埋めるため、昭和四十七年度以降三年度にわたり一定の金額の納付金を公社に納付しなければならないこととしております。

さらに、塩業整理交付金について租税特別措置法の定めるところにより、所得税または法人税を軽減することとしております。

次に、塩の価格の国際水準へのさや寄せをかるなど、塩業の近代化のための措置を講ずることとしております。

その第一は、塩の収納価格にかかる合理化目標価格の設定であります。すなわち、塩の収納価格を昭和五十年度の始まる時期において輸入塩価格の水準とすることを目途として、昭和五十年度までの各年度の合理化目標価格を日本専売公社が定めることとしております。また、これらの各年度において収納価格を定めるときは、合理化目標価格を基準とし、その他の経済事情を参考して決定することとしております。

第二は、事業近代化計画書の提出であります。すなわち、昭和四十七年一月一日以降引き続いて

塩を製造しようとする者は、事業近代化計画書を提出しなければならないこととしております。

公社に提出しなければならないこととしておりま

す。また、その事業近代化計画書の内容が公社の定める一定の基準に適合していない等の場合には、公社は、その者について製造変更の許可をしてはならないこととしております。

以上のほか、当分の間、塩の製造者は、日本専賣公社の許可を受けて食卓塩等の特定の塩を直接販売することとするとともに、公社は、収納すべき塩の製造数量を割り当てることができることとする等の所要の措置を講ずることとしております。

次に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

最近における米の生産量の著しい増大と需要の減退によつて米の需給は大幅に乖離し、このため、食糧管理特別会計の国内米管理勘定は、配給の用に供する数量をはるかに超過する七百万トン近い大

量の過剰在庫をかかえることとなっております。

このため、一方では需要を上回る米穀の生産を回避するため米生産調整対策を強力に実施して需給の均衡の回復につとめるとともに、他方現に保

有しております過剰在庫をかかえることとなります。

このため、一方では需要を上回る米穀の生産を回避するため米生産調整対策を強力に実施して需給の均衡の回復につとめるとともに、他方現に保

有しております過剰在庫をかかえることとなります。

この場合、過剰米の売り渡しに伴い国内米管理勘定に生じます損失は相当多額にのぼりますた

め、その発生の年度に全額これを一般会計から補てんすることは財政上困難でありますので、食糧管理特別会計法の一部を改正して、この損失の一部を国内米管理勘定において繰り越し整理する

とともに、七年度内の期間において一般会計から同勘定へ計画的に繰り入れ金をしてこれを補てんすることができることとしよろどするものであります。

なお、この損失の整理は、昭和四十六年度以降の予算から適用することといたしております。

以上が、塗装の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法案外一法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○毛利委員長 これにて両案の提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ります。

○毛利委員長 次に、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。平林剛君。

○平林委員 きょう私は再び、広告費の課税問題についてまず取り上げたいと思います。

現代は情報時代である。これは私もよく理解をいたしております。またその中におきまして広告の果たす役割り、広告と国民生活の関係につきましては、一般的な評価を持つてることは事実であります。たとえば経済企画庁が全国統一アンケートをとりまして、広告は日常生活に役立っているかどうかというアンケートに対しても、三三%は役立っていると答え、多少役立っていると答えた者が残った六七%でござりますから、そういう意味では広告と国民生活は切っても切れない関係があると言えましょう。広告の中にも、商品の知識あるいは消費者に役立つ広告、新しい製品を知ることができ便利さ、流行や時代の流れを感じ取るという意味におきましては、広告の存在はもやは無視することはできないということは言うまでもございません。しかし、これを前提にしても、広告に対する批判はなお最近一段と高いものがあることもまた事実であります。たとえば日本の広告は少し過剰でないか、あるいは広告によって消費者は高い価格を押しつけられているのじやないか、広告は必ずしも真実を伝えていない、広告は大衆の欲望を刺激し、すでにあるもののためみな

い廃物化を促し、つまりむだをつくり、浪費を生み出しているのではないかという批判もなきにしめあります。そこで私はこの間も總理大臣に対しまして、國民を欲求のとりこにしておいで、物価の上るのは消費者の態度に責任があるというのは、總理のことば自体にも矛盾があるのではないかという点から広告課税の問題について質疑をいたしたわけであります。

こうした問題に対しまして、わが国の政府、行政官庁におきましてもいろいろな動きがありま

す。たとえば経済企画庁は昭和四十五年十一月、国民生活審議会を通じまして広告のあり方という答申をいたしております。通産省でも、広告活動の適正化を推進するため、ことしは場合によっては広告規制に乗り出すかまえがあるといわれています。厚生省でも大衆医薬品の自薦通達を発しま

す。監視モニター制の構想などが打ち出されていて、監視モニター制の構想などが打ち出されています。公正取引委員会においても必要な行政指導の考え方方がございます。消費者団体の動きも活発化いたしております。ところがここに、この問題

について全く無関心であるかあるいは積極的でない官庁がございます。すなわち大蔵省主税局。そ

こで私は大蔵省主税局に対しまして、この広告の問題についていかなるお考えをお持ちであるか

ござります。これから若干質問をいたしたい、こういうわけでござります。

まずお尋ねをいたします。日本の広告費はどのくらいあると御理解なさっておられますか。

○細見政府委員 全体が五千八百六十一億。これは四つの媒体、つまり新聞、ラジオ、雑誌、テレビといったような四つの媒体だけで調べたものでありますので、総額が五千八百六十一億、さつき

の数字の内ワクになるわけでございますが、構成比はおよそ全体をあらわしておるだろうと思いま

すので、構成費で申し上げてみると、薬品・医療関係が七・八%、化粧品が六・三%、出版が四・一%、食料・嗜好品が一四・九%、金融・保険が八・一%、機械器具一九・四%、衣料用織維品二・〇%、雑品五・一%、百貨店二・八%、興行一・九%、交通・運輸一・八%、その他もろものが二五・八%、そういう構成になつております。おそらく全体の構成をほぼ反映

しています。これはおそらく全体の構成をほぼ反映

しております。厚生省でも大衆医薬品の自薦通達を発しました。これはおそらく全体の構成をほぼ反映

しております。厚生省でも大衆医薬品の自薦通達を発しました。これはおそらく全体の構成をほぼ反映

しております。厚生省でも大衆医薬品の自薦通達を発しました。これはおそらく全体の構成をほぼ反映

しております。厚生省でも大衆医薬品の自薦通達を発しました。これはおそらく全体の構成をほぼ反映

しております。厚生省でも大衆医薬品の自薦通達を発しました。これはおそらく全体の構成をほぼ反映

ます。

○細見政府委員 全体が五千八百六十一億。これは四つの媒体、つまり新聞、ラジオ、雑誌、テレビといったような四つの媒体だけで調べたものでありますので、総額が五千八百六十一億、さつき

の数字の内ワクになるわけでございますが、構成比はおよそ全体をあらわしておるだろうと思いま

すので、構成費で申し上げてみると、薬品・医療関係が七・八%、化粧品が六・三%、出版が四・一%、食料・嗜好品が一四・九%、金融・保険が八・一%、機械器具一九・四%、衣料用織維品二・〇%、雑品五・一%、百貨店二・八%、興行一・九%、交通・運輸一・八%、その他もろものが二五・八%、そういう構成になつております。厚生省でも大衆医薬品の自薦通達を発しました。これはおそらく全体の構成をほぼ反映

しております。厚生省でも大衆医薬品の自薦通達を発しました。これはおそらく全体の構成をほぼ反映

おります。厚生省でも大衆医薬品の自薦通達を発しました。これはおそらく全体の構成をほぼ反映

おります。厚生省でも大衆医薬品の自薦通達を発しました。これはおそらく全体の構成をほぼ反映

おります。厚生省でも大衆医薬品の自薦通達を発しました。これはおそらく全体の構成をほぼ反映

おります。厚生省でも大衆医薬品の自薦通達を発しました。これはおそらく全体の構成をほぼ反映

ます。

○細見政府委員 製品の販売を促進するために、製品の性質でありますとか用途でありますとか、そういうものを広く一般大衆に知らしめるものと

いうことであるうかと思います。

○平林委員 広告費と交際費との違いはどこにありますか。

○細見政府委員 販売を促進するという意味におきましては交際費も広告費も同じでございます。

○平林委員 が、広告費は広く一般大衆を相手にするものであり、交際費は何らかの意味で企業と特定の関係がありますか。

○細見政府委員 そのほかに、新聞広告における業種別の種類など、その他テレビによるところの業種別などといふものの調査がありますが、それは

割愛をいたしております。

次いでお尋ねいたしましたが、これらの広告費は、別の種類など、その他テレビによるところの業種別などといふものの調査がありますが、それは

割愛をいたしております。

私の判断では少數の企業の投下したものが多いのではないか。すなわち総広告費の中で大きな企業の占める割合、それから中小企業の占める割合、

こういった角度で何かの御調査がございますか。

○細見政府委員 不勉強のせいいか、しまのところそういう資料を見つけたことはございません。

○平林委員 これは大体有価証券報告書などを総括いたしますればたちどころに出てくるわけであります。私は総括的に申し上げますと、上位二十社で総広告費の二〇%を占め、上位百社で約五〇%を占めておる。つまり広告費は、総体的に申し上げますと少數の大企業が投下しておるものが多いという傾向が見受けられるわけでございまして、これらの点につきましてなお私は、大蔵省におきましても必要な資料を御用意いたくようお願いをいたしたいと思っておるわけであります。

○平林委員 このほかに武田薬品は販売促進費と

いうものを使っておるはずでございますが、それについては御存じでしょうか。

○細見政府委員 十五年九月期が五・三%というような数字になります。

○平林委員 これは総売り上げ高に対しまして何%の割合でございましょうか。

○細見政府委員 四十五年三月期が五・二%、四十五年九月期が四十七億というようなことになります。

○平林委員 これは総売り上げ高に対しまして何%の割合でございましょうか。

○細見政府委員 お尋ねをいたしましたが、その数字については御存じでしょうか。

○細見政府委員 おそらくリベートのことをおつ

しゃつておるのだろうと思いますが、その数字

は、いま手元に有価証券報告書を持っておりませんのでわかりませんので、もしそういう項目

で表示されおれば、後刻調査してお答えをいた

たいと思います。

○平林委員 販売促進費というようなものは

つまり広告費の定義ですけれども、先ほどお話を

ありましたように、製品の販売、性質、用途等を

大衆に知らしめるという意味では、テレビあるいは新聞雑誌、ラジオ、その他の看板類などを通じてのやつで定義をされると思うのですけれども、たとえば宣伝費あるいは宣伝拡充促進費、こういうような名目のものも広告費と解釈されるのでしょうか。それともいまお話しになつたように、リベートというふうに分類すべき性質のものでしようか。ここいら辺は、将来もしこの問題を検討する場合には税法上いかなる解釈を持つべきか、その御見解を承っておきたい。

○細見政府委員 具体的なボーダーラインのケー

スというものは個々に判断するのはなかなかむずかしいと思いますが、特定の交際費、特定の人たちに対しまして、売り上げの金額に直接リンクせずにある程度販売促進のための努力を要請するといふような形で出ておれば、おそらくそれは交際費にならうと思いますし、あらかじめきめられた率あるいは金額等によりまして、商品の取り扱い高に応じて一定の金額を返すというのは、これはリベートにならうと思います。その辺、非常に典型的な二つはわかりますが、間に入る、たとえば一定額までは定額にしておいて、そこから上は率によるというようなものもまざつてしまふと思ひますので、具体的には個々の判断が非常にむずかしいケースもあるうと思いますが、典型的なことを申し上げればいま申し上げたようなことにならうかと思います。

○平林委員 武田薬品の場合、もし狭い意味で解釈をいたしますと、広告費は総売り上げ高に対し五・二%程度である。販売促進費といふものが一つの広告宣伝といふ意味で——どう分類するかによって違つてしまりますけれども、もし販売促進費をこれに含めるといたしますと、私の計算では一〇%程度になつてくるわけあります。ところが、薬品関係でこうした広告費を一番使っておりますのは大正製薬、次に藤沢薬品、田辺製薬、次いで武田という順序になつております。もちろんその年度によって、広告費の支出高は当然ウエー

トをかける時期によつて違つてくると思いますけ

れども、私はいま武田薬品の名前をあげましたけれども、それ以外の製薬会社のほうがもっとたくさん使つておる。私の調査では総売り上げ高に対する六%も広告費を使っておつた薬品会社もあります。一二%使つておる医薬品会社もあります。ですから武田薬品はむしろそういう意味では少ないくらいのもので、またいたに載せましたけれども、それらの製薬会社と比べたら必ずしもトップであるというわけではございません。しかし、それでも非常に大きな金額が広告費に使われておるということは間違ひございません。お答えをいただきたいと思います。

○細見政府委員 四十五年五月期が売り上げ高が

四百八十三億ばかりありまして、広告費が三十二億足らず、したがつて割合は六・七%。それから

四十五年十一月期が、売り上げが若干伸びまして五百四十五億程度あります。広告費が約三十四億ということで、これまで六・二%、若干率は下

がつておるという数字を示しております。

○平林委員 この場合も広告費の割合は六・七ないし六・八%であります。そのほかに売り出し費

というのが、四十四年十一月期におきましては百三十六億三千二百万円支出いたしております。四十

五年五月期におきましては百四十三億三千八百

万円を使つております。そのほかに拡充費といふのがあります。四十四年十一月期におきましては

十四億七千四百万円、四十五年五月期では十三億

二千二百万円。もし広告費の年間総計六十二億に

この売り出し費、拡充費を加えますと、そのウ

エートは総売り上げ高に対して約三九%を占め

る、こういう実態であります。

私は、この広告費の問題を調べてまいりまして

いてお尋ねいたしてまいりましたけれども、この

際公取委に対してもうとお尋ねいたしたいと思

います。

○平林委員 そこで、いろいろ広告費の問題につ

いてお尋ねいたしてまいりましたけれども、この

際公取委に対してもうとお尋ねいたしたいと思

います。

最近、公正取引委員会におきましては、テレビ

のクイズ番組でいろいろな質問を出して、正解者

に多額の賞金を出したりあるのはヨーロッパ旅行

に招待するなど、非常に広告のやり方がエスカ

レートしておる、中には非常に射幸心をあおり過

ぎるということで、これを規制する考え方をまとめ

たと伝えられておるわけでございますが、これに

ついてどういうお考へであるか、御説明をいただ

きたい。

○吉田(文)政府委員 お尋ねの内容は、オープン

堂は広告費だけで申しますと六十二億円ばかりを使いますけれども、交際費は大体二億三千万円程度であります。非常に広告費をたくさん使つておるところは交際費が少ないというような因果関係があります。一二%使つておる医薬品会社もありま

す。ですから武田薬品はむしろそういう意味では少ないくらいのもので、またいたに載せましたけれども、それらの製薬会社と比べたら必ずしも

トップであるというわけではございません。しかし、それでも非常に大きな金額が広告費に使われておるということは間違ひございません。

資生堂についてちょっとお尋ねいたします。資生堂の広告費は総売り上げ高に対しましてどのくらいの金額で、その割合は幾らであるか、ひとつお答えをいただきたいと思います。

○細見政府委員 四十五年五月期が売り上げ高が

四百八十三億ばかりありまして、広告費が三十二億足らず、したがつて割合は六・七%。それから

四十五年十一月期が、売り上げが若干伸びまして五百四十五億程度あります。広告費が約三十四億ということで、これまで六・二%、若干率は下

がつておるという数字を示しております。

○平林委員 この場合も広告費の割合は六・七ない

し六・八%であります。そのほかに売り出し費

というのが、四十四年十一月期におきましては百

三十六億三千二百万円支出いたしております。四十

五年五月期におきましては百四十三億三千八百

万円を使つております。そのほかに拡充費といふのがあります。四十四年十一月期におきましては

十四億七千四百万円、四十五年五月期では十三億

二千二百万円。もし広告費の年間総計六十二億に

この売り出し費、拡充費を加えますと、そのウ

エートは総売り上げ高に対して約三九%を占め

る、こういう実態であります。

私は、この広告費の問題を調べてまいりまして

いてお尋ねいたしてまいりましたけれども、この

際公取委に対してもうとお尋ねいたしたいと思

います。

○平林委員 そこで、いろいろ広告費の問題につ

に対しまして、景品表示法やあるいは独占禁止法の立場から一つの問題を提起し、公聴会に付そりました広告の問題につきまして、少しお考え方をお聞かせいただきたいのであります。

つまり私は、この広告の中に占める量そのものは大きな企業がかなり独占しているものである。そういう意味においては、どの企業も広告をして、できるだけ商品を売り出したいという気持ちはあるでしょうが、やはり一定の制限を受ける。したがって、公正な競争という意味では、かなりその立場から広告費というあり方は問題がありはしないかとという感じを実は持つておるわけなんです。また先ほど私が指摘をいたしました幾つかの批判の中に、相対的貧乏感を与えるあるいは広告によって国民の欲求心をかり立てるというような意味では、今後の国民はいろいろな商品を選択する場合でも広告により左右されることがございまして、正しい選択ができるのかどうかという点も問題がございます。ですから量だけに限らず、質でもかなり議論しなければならぬ点があると思うのですが、こういう問題につきまして公正取引委員会としての今後のお考え方をございましたならばひとつお示しをいただきたい。

○吉田(文)政府委員 広告費の問題は独占禁止法上なかなかむずかしい問題でございまして、広告の質の点につきましては、すでに景品表示法という法律がありまして、一般消費者に誤認を与えるような不当な表示、広告をしてはいけないという規定で、これは三十七年にできまして、現在まで数多くの規制をしてまいっております。広告費の規制につきまして公正取引委員会が問題とするとすれば、広告費の額の多少ということではなくて、広告が市場における競争にどのような影響を与えているか、公正な競争をしているかどうかと

あるいは公正取引委員会がいま銃意検討中の一つの方向、また再販の問題については業界の意見も聞くというお話をでしたが、ガイドラインの方向に一つの検討の方向を向けておるというようなことから考えまして、ある一定の水準を越えたものに対してたとえば課税をするとか、あるいは一定の水準を越えたものについては交際費と同じように損金の算入を認めないというようなやり方をとりまして——むだな広告費、また国民の欲求を単に刺激するだけでは何ら大衆には還元をせざるトうなものというふうなことをいろいろ考えて、損金の算入はある一定限度をもつて認める、認めないとこういうような形のものが検討されてしかるべきだと思うのでござりますけれども、大蔵省としてはどんなお考えをお持ちでしようか。少し熱意のあるところを示してもらわないと、各官庁がそれぞれ規制あるいはそれについての検討をやっておるときに大蔵省だけのはほんとしている態度は私は許されないと思うのでございまして、ひとつ主税局長の御意見を承りたい。

○細見政府委員 交際費と広告費とがそれぞれ行き過ぎたものについての世間の批判があることに對しては御指摘のとおりでありますから、その場合に、交際費のほうにつきましてはいわゆる社用といわれるような要素がわりあい目立つておる。ところが広告費のほうになりますと、確かに行き過ぎた広告あるいは誇大広告、あるいはひどいのは間違った広告まであるわけでございますが、そういうものがけしからぬといわれることはそれなりによくわかるのでありますから、その中にいわゆる個人的な社用、飲み食いといったような要素が入っておらない、そういうものを制限するということになりますと、御承知のように交際費の規制が始まつたときも、売り上げの何%ということでやまましたときには、事業の種類ごとにその率を変え、絶余曲折を経て現在の制限制度になつておるといふことは御承知のとおりでありますから、そういう意味で、平林委員のたとえことしならこどしを基

準にして、それを上回る支出について課税を考えるというような御意見、それはそれなりにごもっともな面もござりますが、そういうことになりますと後発企業、いまお話を出した薬につきましては、先発の薬屋よりもむしろ後発の薬屋のほうが売り上げに対しては広告費を使わなければいけない。名が売れておらない、あるいは新しい製品についての小売店とかあるいは販売店とかいった人たちに対するなじみが薄いというようなことで広告費が必要。その辺非常にむずかしい面がござります。もちろん世論が高まつてきておることも承知いたしておりますので、各方面に御検討を願うことはやぶさかでございませんし、御意見がまとまりましたところで、私どもは世論に従つて、課税の強化を行なうべきであるという世の中の御意見が大勢を制したというようなときにはその方向を考えてまいらないといけませんが、このところ御承知のように毎年毎年増税案を持ってくる。こうしも、私どもとすれば自動車のあの程度の課税は世論のおもむくところだと思ったわけですが、これですらなかなか通らないというような世の中でござりますので、ひとつあらゆる点についての御意見を聞いてまいりたいと思います。

○平林委員 たとえば不当表示であるといふうに指摘された広告、あるいはそつき広告、虚偽の広告あるいは誇大広告、そういうふうなものについては損金の算入を認めないと、私は部分的にでもできると思うのです。つまり広告の倫理として、全般的な量の規制というのは非常に困難かもしれない。しかし、總売り上げ高の何%をこえるものについてはこれは損金の算入を認めないと、あるいは誇大広告、不当表示、うそつき広告をどうしたものについては損金の算入を認めないと、かいう形を通じて、税の面から広告の規制というのも考えてもよいのじやないかということもひとつあわ

せて検討すべきであるということを申し上げておきたいのでございます。どうですか政務次官、ひとつ簡単にあなたの答えをいただいておきます。

○中川政府委員 御指摘の点、ごもっともな点もあるのでございますけれども、内容と量の問題があるのではないか。内容がよくないというものと量が多過ぎるという二つの点があらうかと思いますが、内容の認定あるいは量の一定の水準ということばを平林委員お使いになりましたが、何が一定かというような非常にむずかしい問題を含んでおると思います。特に、先ほど局長が言いましたように、後発企業抑制ということになるとこれまた非常に大きな問題ではないかということもあります。それもありますが、今日における広告の行き過ぎという点は、国民ひとしく認めておるのじやないか、私もよう考えております。したがつて、こういった状況を勘案しつつ、十分検討して対処してまいりたいと考えるわけでございます。

○平林委員 広告費課税の問題につきましては

きょうは第一ラウンドくらいであります、この次また資料を十分検討いたしましてお目にかかりたいたいと思っておりますから、大蔵省も、他の官庁が一生懸命やっているのにあなたのほうのほほんとしていることのないよう、あらゆる角度から検討していただきを希望いたしまして、次の質問に移ります。

次は課税単位の問題についてちょっとお尋ねいたします。

主要な諸外国におきましては、課税単位は日本の場合と違っています。日本は所得の稼得者ごとに課税をするというたてまえをとつておりますが、アメリカにおきましては、課税の単位は選択によって夫婦合算の二分二乗課税の方式がとられております。イギリスの場合も夫婦の所得は合算しております。西ドイツは選択によって二分二乗、フランスは世帯員の所得を合算して、これはすべてN分N乗課税というのですか、そういうやり方をとつております。スウェーデンでも夫婦の所得は合算し

て課税しておるという方法がとられておるのでございまして、最近主要な諸外国の課税の単位は日本の場合とかなり違つておる。

そこで、諸外国の課税単位の選び方、それは一体どこに根拠があるのか。また、なぜそういうことを課税単位としておるのかという点につきまして、大蔵省のお考え方はどういうふうに理解をなさつておるのか、その点をひとつ御解説をいただきたいと思います。

○細見政府委員 それぞれの国にはその国その国の独特な社会制度があることは当然でございまして、ヨーロッパの諸国は原則的に夫婦の共有財産制になつております。それからアメリカにおきましても、いわゆるコモン・ローでない旧スペイン系の植民地であった州におきましては、共有財産制になつておるわけであります。したがいまして、夫が所得を得てまいりまして、その余剰と申しますが、余裕、蓄積された財産というものはすべて共有財産になるわけでございます。そういう社会的な家族制度の背景がございますと、やはり所

得について稼得者名義で課税するというのはおかしかろうというの、ごく素朴に国民感情として出でまいりまして、そういうことでアメリカなどにおきましても沿革的には、御承知のように相続税につきまして二分二乗といいますか、夫婦共有財産制を認めていくという考え方があつて、そういう人あるいは独身の人あるいは家族、つまり日本の家計における働き手というようなものの方を総合的に考えて、たとえば法人化した中小企業の場合でございますと、御主人が社長で奥さんが専務になっておる、そういう家庭があるわけでありまして、一方では、普通のサラリーマンは奥さんが働きに行こうにも育児の問題その他があつて收入が得られないというような人がある。その辺の

うのがアメリカの沿革でございますし、ドイツに乘にしなければおかしいじゃないかという議論、したがつて合算して二分二乗にしてまいつたといふのがアーティカの沿革でございますし、ドイツに

おきましては御承知のよう夫婦財産制がございまして、所得税のほうにおいては稼得者名義で課税をしておったわけであります。それが連邦裁判所におきまして、家族法のたてまえと違つ、その所得税は違憲であるという判決が下りまして、まさに、所得税のほうにおいては稼得者名義で課

税をしておったわけであります。そういう意味で、コモン・ローを持もつておきます。そういう意味で、コモン・ローを持もつておきます。そういう意味では、わが国において

義で、稼得者主義の課税をいたしております。そういうわけで、この所得税の二分二乗の課税方式につきましては、それぞれの国の沿革を見てまいりますと、いずれも家族法のあり方というものがかなり深い関係を持つております。しかしそうは申しましても、フランスでいま御指摘のございましたようにN分N乗というような考え方のあるところからいたしましても、フランスにおきましては財産がN分制度になつておるわけではない、ことごとく均分になつておるわけではありませんから。そういうわけで、N分N乗方式という

うことからもおわかり願えるように、民法の制度が共有財産制になつておらなければ必ずこういう二分二乗、夫婦合算制度はできないのだという必要はないので、むしろ課税単位のあり方として考えればいい問題であらうと思います。

したがいまして、日本におきましてもそういうふうにしたほうがあらゆる意味で、共かせぎの人あるいは独身の人あるいは家族、つまり日本の家計における働き手というようなものの方を総合的に考えて、たとえば法人化した中小企業の場合でございますと、御主人が社長で奥さんが専務になっておる、そういう家庭があるわけでありまして、一方では、普通のサラリーマンは奥さん

が働きに行こうにも育児の問題その他があつて収入が得られないというような人がある。その辺のバランスをどう考えるか。また一方では、非常に

巨額な財産収入のあるだんなさんの場合に、その奥さんまでに半分所得があるような形で税制を考えていいくのか。その辺、国民感情のおもむくところも十分考へながら慎重に処置しなければいかぬ問題だと思います。

○平林委員 諸外国の例につきまして、いまお話をございまして、日本においても国民世論のおもむくところ、大蔵省としても、もし二分二乗方式がよいということであればその方向に進んでも別にふしきはないという趣旨のお話があつたわけ

あります。私はある意味では、わが国においても、その点はどういう考え方を持っておられま

○細見政府委員 その点は、おっしゃるようにある程度高額になるほど税率というか負担の軽減割合が大きくなっていく。その中では七百万前後のところが一番軽減されるかつこうになつておりますて、その辺の階層における現在の税率の累進構造が国民感情から見て少し高過ぎるのだ、もうその辺をある程度ゆるくしていいのではないかと、いう御判断、つまり全体として税率軽減をこの際考へるのだということであれば一つのお考へであります。そういう意味での金額の大小によるアンバランスもさることながら、いま平林委員の御指摘になりましたのはいずれも夫婦の場合でございまして、独身者はこの場合に一文も軽減にならない。その辺のバランス、独身者と結婚した人との間にそう差をつけていいか。三十何%も軽減になるというのは三十何%の差がつくということですから、そういうことでいいのかどうか。その辺がむずかし問題で、たとえば外国の立法例なんか見ますと、独身者の税負担は合算した場合の税負担の二割増ぐらいたどめるというような措置もとつておる。むしろ独身者とのバランスもわせ考えなければならないむずかしい問題であります。

それからもう一つ、独身者という場合に、文字どおり親がかりの独身者の場合と、きのうも参議院でいろいろ言われたのでありますけれども、寡婦でありますとか寡夫でありますとか、つまり世帯をかまえておらなければならない人——奥さんというべき人はいない。しかし家庭には子供もあり老人もかかえておる、そういう人たちより、とにかくいわば夫婦ともに元気でおられる、むしろ家庭的には恵まれた人のほうが税金が甘くなる、その辺をどうするかというのがむずかしい問題であります。

○平林委員 結局二分二乗方式を導入する場合は、一面、独身者、其かせぎ夫婦、これが相対的に不公平な扱いを受けないようにせねばならぬ。税の公平的な原則から考へてみてその調整が行なわれなければならぬ。この場合の調整は、独身者

や其かせぎ夫婦の税率を総合的に比較をいたしまして緩和をするとか、あるいは最低限度をある程度大幅に引き上げていくことによつて税制のバランスをとるとかということを考えてよいと思うのを考へるのだといふことを考えてよいと思うのを考へる。ところが一番軽減されるかつこうになつておりますて、その辺の階層における現在の税率の累進構造が国民感情から見て少し高過ぎるのだ、もうその辺をある程度ゆるくしていいのではないかと、いう御判断、つまり全体として税率軽減をこの際考へるのだといふことを考えてよいと思うのを考へる。

○細見政府委員 現在でも私どもが一番頭を悩ましておりますのは、未亡人の方が子供をせつくる育て上げて独立したら、そのとき段階で税金も重くなる、残酷じやないか。子供が育つてしまつたりいろいろなことをして家計がかかる人が、奥さんの希望がだんだん減つてきたら税を取られる。

あるいは奥さんをなくされた方で、家政婦を雇つたりいろいろなことをして家計がかかる人が、奥さんびんびんしている人よりも税金が重い。軽くするところまでいけば二分二乗をやらないといふことになりますし、その辺が一番むずかしい問題でございます。

○平林委員 大蔵大臣は、二分二乗方式を税制調査会に諮問するという意向を参議院の審議の段階で示したと伝えられておるわけですが、大蔵省事務当局としては、昭和四十七年度の税制改正でこれを採用できるという見通しがございますか。

○細見政府委員 採用するしないになりますと、たとえば源泉徴収税率などが、奥さんのある人、ない人で非常にむずかしくなりまして、かなりの方に申告書を出していただいて調整しなければならないとかいろいろな問題もありまして、税務行政の実際がそこまでついていくかと申しますように、こ

の問題は所得の大きい人、ない人で非常にむずかしくなりまして、かなりの方に申告書を出していただいて調整しなければならないとかいろいろな問題もありますと、税務行政の実際がそこまでついていくかと申しますように、こ

の問題は所得の大きい人、ない人で非常にむずかしくなりまして、かなりの方に申告書を出して

いたしますが、私どもは別々の問題として從来は考へてまいっております。

○平林委員 二分二乗方式につきましてはこの程

法人大蔵省がこれを負担をする税金の制度になつておるわけでありまして、この点は所

得税の個人を対象とするという税金の制度とは対照的になつておるわけであります。しかし法人税についていろいろな議論がございまして、私どもかなり議論を重ねてきたのでありますけれども、どうしてもまだ解明できない問題がある。そ

れは、法人税は実際には各消費者に転嫁されてい

るのではないかという問題についての解明が私どもまだ十分でないわけであります。ある学者は、企業が負担をする法人税はそのまま製品の価格に転嫁をされているのだ。それは製造段階、卸売り段階、小売り段階などの段階に属するかは別にして、買手の価格の中に転嫁をされている、こういう説を唱える者があるわけなんありますけれども、主税局はこの問題についてどういう分析を

式の導入について、従来よりはかなり積極的な態度を示唆しておるという理由はいろいろ考へられるわけでございますけれども、この理由の中付加価値税の導入という問題と何らかの関係がござります。

○細見政府委員 その点に関しては、全く関係ございません。

○平林委員 たとえば、付加価値税を採用するという場合に、ある意味では税の転嫁ということになりますと、当然一般の消費者の負担にはね返る。それを埋め合わせるものとして二分二乗方式による減税を考えるというようなことがあり得ると私は思うのですが、全く考へられないというふうに言下に否定なさる理由はいかがなものでしようか。

○細見政府委員 私は平林先生ほど頭が回りませんので、そういうふうに関連づけられるといふことをいま初めて教えていただきました。では検討はいたしますが、私どもは別々の問題として從来はいたしますが、私どもは別々の問題として從来は考へてまいっております。

○平林委員 二分二乗方式につきましてはこの程度で終わりまして、次に法人税の転嫁の問題について伺います。

法人税は本来、企業がこれを負担をする税金の制度になつておるわけでありまして、この点は所

得税の個人を対象とするという税金の制度とは対照的になつておるわけであります。しかし法人税についていろいろな議論がございまして、私どもいろいろな条件を考えると、たとえていえ

ける、そういう場合には私は転嫁する要素はあり

得ると思うのです。それから企業が非常に寡占が

強い場合、他に競争相手がない、これを買うより

かかる問題であるということはわかりますが、私

もいろいろな条件を考えると、たとえていえ

ば、商品に対する需要が非常に強いというよ

うな問題でありますと、その論争はいずれとも決着がつかず、ある場合は転嫁しておるようであり、ある場合は転嫁していないようあります。

○細見政府委員 前回の基本問題の検討段階におきまして、木下和夫先生を中心にして法人税の転嫁の問題を御検討願つたわけでありますが、結論

は、転嫁しておるような部面もあり転嫁しておら

ない面もあり、一律に断することは困難であると

いうような結論を得ておるわけであります。これ

はやはり外国におきましても、法人税が転嫁する

かしないかといふことについてはいろいろなモデ

ルをつくつていろいろな学者が研究をいたしてお

りますが、その結論も、転嫁するという立場の報

告と、転嫁しないといふ立場の報告とがあつて、

その論争はいずれとも決着がつかず、ある場合は

転嫁しておるようであり、ある場合は転嫁してい

ないというような議論でございまして、そのこと

を一義的に断するというのは非常にむずかしいの

ではないか、かのように思つております。

○細見政府委員 前回の基本問題の検討段階におきまして、木下和夫先生を中心にして法人税の転

嫁の問題を御検討願つたわけでありますが、結論

は、転嫁しておるような部面もあり転嫁しておら

ない面もあり、一律に断することは困難であると

いうような結論を得ておるわけであります。これ

はやはり外国におきましても、法人税が転嫁する

かしないかといふことについてはいろいろなモデ

ルをつくつていろいろな学者が研究をいたしてお

りますが、その結論も、転嫁するという立場の報

告と、転嫁しないといふ立場の報告とがあつて、

その論争はいずれとも決着がつかず、ある場合は

転嫁しておるようであり、ある場合は転嫁してい

ないというような議論でございまして、そのこと

を一義的に断するというのは非常にむずかしいの

ではないか、かのように思つております。

○細見政府委員 前回の基本問題の検討段階におきまして、木下和夫先生を中心にして法人税の転

嫁の問題を御検討願つたわけでありますが、結論

は、転嫁しておるような部面もあり転嫁しておら

ない面もあり、一律に断することは困難であると

いうような結論を得ておるわけであります。これ

はやはり外国におきましても、法人税が転嫁する

かしないかといふことについてはいろいろなモデ

ルをつくつていろいろな学者が研究をいたしてお

りますが、その結論も、転嫁するという立場の報

告と、転嫁しないといふ立場の報告とがあつて、

その論争はいずれとも決着がつかず、ある場合は

転嫁しておるようであり、ある場合は転嫁してい

ないというような議論でございまして、そのこと

を一義的に断するというのは非常にむずかしいの

ではないか、かのように思つております。

○細見政府委員 前回の基本問題の検討段階におきまして、木下和夫先生を中心にして法人税の転

嫁の問題を御検討願つたわけでありますが、結論

は、転嫁しておるような部面もあり転嫁しておら

ない面もあり、一律に断することは困難であると

いうような結論を得ておるわけであります。これ

はやはり外国におきましても、法人税が転嫁する

かしないかといふことについてはいろいろなモデ

ルをつくつていろいろな学者が研究をいたしてお

りますが、その結論も、転嫁するという立場の報

告と、転嫁しないといふ立場の報告とがあつて、

その論争はいずれとも決着がつかず、ある場合は

転嫁しておるようであり、ある場合は転嫁してい

ないというような議論でございまして、そのこと

を一義的に断するというのは非常にむずかしいの

ではないか、かのように思つております。

○細見政府委員 前回の基本問題の検討段階におきまして、木下和夫先生を中心にして法人税の転

嫁の問題を御検討願つたわけでありますが、結論

は、転嫁しておるような部面もあり転嫁しておら

ない面もあり、一律に断することは困難であると

いうような結論を得ておるわけであります。これ

はやはり外国におきましても、法人税が転嫁する

かしないかといふことについてはいろいろなモデ

ルをつくつていろいろな学者が研究をいたしてお

りますが、その結論も、転嫁するという立場の報

告と、転嫁しないといふ立場の報告とがあつて、

その論争はいずれとも決着がつかず、ある場合は

転嫁しておるようであり、ある場合は転嫁してい

ないというような議論でございまして、そのこと

を一義的に断するというのは非常にむずかしいの

ではないか、かのように思つております。

○細見政府委員 前回の基本問題の検討段階におきまして、木下和夫先生を中心にして法人税の転

嫁の問題を御検討願つたわけでありますが、結論

は、転嫁しておるような部面もあり転嫁しておら

ない面もあり、一律に断することは困難であると

いうような結論を得ておるわけであります。これ

はやはり外国におきましても、法人税が転嫁する

かしないかといふことについてはいろいろなモデ

ルをつくつていろいろな学者が研究をいたしてお

りますが、その結論も、転嫁するという立場の報

告と、転嫁しないといふ立場の報告とがあつて、

その論争はいずれとも決着がつかず、ある場合は

転嫁しておるようであり、ある場合は転嫁してい

ないというような議論でございまして、そのこと

を一義的に断するというのは非常にむずかしいの

ではないか、かのように思つております。

○細見政府委員 前回の基本問題の検討段階におきまして、木下和夫先生を中心にして法人税の転

嫁の問題を御検討願つたわけでありますが、結論

は、転嫁しておるような部面もあり転嫁しておら

ない面もあり、一律に断することは困難であると

いうような結論を得ておるわけであります。これ

はやはり外国におきましても、法人税が転嫁する

かしないかといふことについてはいろいろなモデ

ルをつくつていろいろな学者が研究をいたしてお

りますが、その結論も、転嫁するという立場の報

告と、転嫁しないといふ立場の報告とがあつて、

その論争はいずれとも決着がつかず、ある場合は

転嫁しておるようであり、ある場合は転嫁してい

ないというような議論でございまして、そのこと

を一義的に断するというのは非常にむずかしいの

ではないか、かのように思つております。

○細見政府委員 前回の基本問題の検討段階におきまして、木下和夫先生を中心にして法人税の転

嫁の問題を御検討願つたわけでありますが、結論

は、転嫁しておるような部面もあり転嫁しておら

ない面もあり、一律に断することは困難であると

いうような結論を得ておるわけであります。これ

はやはり外国におきましても、法人税が転嫁する

かしないかといふことについてはいろいろなモデ

ルをつくつていろいろな学者が研究をいたしてお

りますが、その結論も、転嫁するという立場の報

告と、転嫁しないといふ立場の報告とがあつて、

その論争はいずれとも決着がつかず、ある場合は

転嫁しておるようであり、ある場合は転嫁してい

ないというような議論でございまして、そのこと

を一義的に断するというのは非常にむずかしいの

ではないか、かのように思つております。

○細見政府委員 前回の基本問題の検討段階におきまして、木下和夫先生を中心にして法人税の転

嫁の問題を御検討願つたわけでありますが、結論

は、転嫁しておるような部面もあり転嫁しておら

ない面もあり、一律に断することは困難であると

いうような結論を得ておるわけであります。これ

はやはり外国におきましても、法人税が転嫁する

かしないかといふことについてはいろいろなモデ

ルをつくつていろいろな学者が研究をいたしてお

りますが、その結論も、転嫁するという立場の報

告と、転嫁しないといふ立場の報告とがあつて、

その論争はいずれとも決着がつかず、ある場合は

転嫁しておるようであり、ある場合は転嫁してい

ないというような議論でございまして、そのこと

を一義的に断するというのは非常にむずかしいの

ではないか、かのように思つております。

○細見政府委員 前回の基本問題の検討段階におきまして、木下和夫先生を中心にして法人税の転

嫁の問題を御検討願つたわけでありますが、結論

は、転嫁しておるような部面もあり転嫁しておら

ない面もあり、一律に断することは困難であると

いうような結論を得ておるわけであります。これ

はやはり外国におきましても、法人税が転嫁する

かしないかといふことについてはいろいろなモデ

ルをつくつていろいろな学者が研究をいたしてお

りますが、その結論も、転嫁するという立場の報

告と、転嫁しないといふ立場の報告とがあつて、

その論争はいずれとも決着がつかず、ある場合は

転嫁しておるようであり、ある場合は転嫁してい

ないというような議論でございまして、そのこと

を一義的に断するというのは非常にむずかしいの

ではないか、かのように思つております。

○細見政府委員 前回の基本問題の検討段階におきまして、木下和夫先生を中心にして法人税の転

嫁の問題を御検討願つたわけでありますが、結論

は、転嫁しておるような部面もあり転嫁しておら

ない面もあり、一律に断することは困難であると

いうような結論を得ておるわけであります。これ

はやはり外国におきましても、法人税が転嫁する

かしないかといふことについてはいろいろなモデ

ルをつくつていろいろな学者が研究をいたしてお

りますが、その結論も、転嫁するという立場の報

告と、転嫁しないといふ立

場合もありましようけれども、總じていうと転嫁をされる可能性は私は強いんじやないかと実は考えておるわけなんであります。

そこで大蔵省はこの問題はむずかしい問題であると言つただけではなくて、もう少し真剣に、法人税は転嫁し得るものなりやいなや、モデルケースを定めてそつした問題についての研究をなさるといふつもりはないのですか。学者の論説を読んで、いやこれはたいへんむずかしい問題だというようなことでやるだけではなくて、私は、わが国の税体系というものはいまやあらゆる角度から根本的に検討しなければならぬ時代が来ているという認識に立つておるわけです。これは直接税、間接税、すべての税制を問わず、総点検をしなければならぬという段階に来ている。その段階において、法人税の転嫁の問題は長いこと議論されまして、法人税の転嫁の問題は長いこと議論されておるのにかかわらず、大蔵省におきましてはむずかしいということだけで、具体的、積極的な取り組みの姿勢がない。私はやはりこの点につきまして、ひとつ提案投げ首の態度を一步前進させて何らかの措置をとつて、この問題についての積極的な姿勢を示すべきだ、こう思うのですけれどもいかがでしよう。

○細見政府委員 私どもも法人税の本質というものがわかりたいことはやまやまでございまして、

何か有力な御示唆をいたされば、そういうものを中心にして大いに今後とも勉強いたしてまいります。

○平林委員 実は三年ほど前の本会議で、私は内閣総理大臣に対しまして、法人税の転嫁問題を取り上げまして、そして政府の検討を要求いたしました。総理大臣は、まことに重要な問題であり、

この問題については政府も真剣に検討をしなければならないと思うとお答えがございました。具体的に何も着手していない。ほんとうをいうと、時間があれば総理大臣にこの問題を私は質問するつもりだったのですけれども、時間がなくなったからできなかつた。総理大臣の本会議における言明、それを果たす部署はどこであるか、す

あると言つただけではなくて、もう少し真剣に、法人税は転嫁し得るものなりやいなや、モデルケースを定めてそつした問題についての研究をなさるといふつもりはないのですか。学者の論説を読んで、いやこれはたいへんむずかしい問題だというようなことでやるだけではなくて、私は、わが国

が言明してはや三年の歳月が流れている。ひとつぜひ私はこの問題について来年あたりもう一回お詫びしますから、十分この問題についてのひとつの御研究をいただきたいということを希望いたしておきたいと思います。

そろそろ時間がありますから、最後に、納税貯蓄組合の問題についてちょっとお尋ねいたします。自治省の府県税課長おいでござりますね。昨年、私この納税貯蓄組合の補助金につきましてお尋ねをいたしましたが、昭和四十五年度の納

○近藤説明員 四十五年度分につきましてはまだ

決算が出ておりませんので、予算でしかわかりませんが、納税貯蓄組合の補助金、都道府県がお出します総額が八億三千三百十一組合でございます。四十四年度の決算では七億二千七百万と相なつておりまして、納税貯蓄組合数といしまして十万二千百四十となつております。なお二千百四十となつております。

○平林委員 大体一組合当たりの補助金額はどのくらいになつておるのでですか。

○近藤説明員 先ほど申し上げました四十四年度

の七億二千七百万で約十萬組合でござりますので、一団体平均が七千百十八円となつております。

○平林委員 この納税組合によるところの税金は

金納税額の何%になるのでしょうか。かつ、十万

二千百四十組合の組合員数ですね、つまり納税者

に対する割合を通じて納めたものの割合、年度によつて差がございますけれども、四十四年度では一

三・五%，それから前年の四十三年度では一四・九%，約一五%程度ということになつております。

それから、先ほど申しました十万二千の組合に加入しております組合員数は四百二十万人ということがあります。それで、全体の納税義務者に対するこの組合員数の割合というのが、重複している関係もございましてなかなかつかみにく

いのありますけれども、推計いたしますと約二

割程度ではないかと思ひます。

○平林委員 そこで、この十万二千百四十組合の

グループ別の調査といふのはござりますか。

○近藤説明員 グループ別の調査と申しますか、どういった性質のものであるかということを四十四年度で調査いたしましたところ、そのうち地域的組合、地域別に組合をつくつておりますものが八二%の八万四千三百十一組合でございます。そのほか勤務先別につくつております組合が、これはわずかでございますが、六百三組合、〇・六%。

それから業種別に組合をつくつておりますのが一

万二百七十、一〇・一%。それから窓口組合三千四百六、三・三%。あとはその他こまかいものとなつております。

○平林委員 そこで、いま地域別の組合、勤務先別、業種別とあります、地城別はこれはおくにいたしましても、たとえば勤務先別とか業種別といふふうなものは、その業種の大多数を占めているもののか、あるいはその業種の一部一部であつても、組合を設立して届けてくればそれに対して補助金を与える仕組みになつてゐるのか。そういう制限はあるのですか、ないのですか。

○近藤説明員 業種別でございましても、大体地

域的にその大多数が入つておるようであります。

○平林委員 大体入つておるようですが加盟してお

りますね、その業種の五〇%以上が加盟しておる

というふうに確信をもつて言えますか。

○近藤説明員 この業種別組合は数も少のうござ

いまして、現実に一つ一つ実態調査したわけではありませんけれども、その内容を見てみますと、大体特定の地域の旅館、料理屋、こういったもののグループ、いろいろな団体があるようでございまして、それが納税貯蓄組合をつくつておるといふ形になつておりますので、ほとんど入つておるのではないかと思つております。

○平林委員 私はこの問題についての実態調査を進める必要があるということを実は非常に感じております。理由は、たとえば十万

幾らかあるそのグループ別の組合の中で、業種別

ののようなもの、その地域におきまして同じ業種の

中でも、全般の数の占めるウエートというのが非

常に少なくて、いわゆる仲よしクラブ的な形でグ

ループをつくり、そこに補助金がおりる。一組合

平均七千幾らでありますから、あるいは納税額が

多いところはもつと割合が多いかもしれませんけ

れども、実際には仲よしクラブ的なつまり、一

ぱいやるための経費に使われるというような実態

がかなりある。したがつて私は、業種別の納税組

合をつくるならばその地域の中の少なくとも半分

以上入るとかいうようなことでないと、いわゆる

仲よしクラブのお金を貴重な税金を使って補助金

として支給するという形になるという感じがする

わけであります。

それからもう一つは、同じことでござりますけ

れども、大体一組合の補助金の割合が少ないわけ

でありますから、実際には何を使つていいかわ

らぬというような形になるわけであつまして、そ

の運用がどうされておるかということは、私は非

常に疑問を感じておるわけであります。またある

ところにおいてはこれを利用して、他の活動にこ

れを流用する。具体的にいいますと、政治活動

にこれを利用するというようなこともないわけ

はございません。そんなことを考えますと、金額

としては非常に少ないのでありますけれども、数

が多いその中ににおいては運用よろしきを得ずし

て、本来の目的にはぜれた運営がされておること

もなきにしもあらずというわけでござりますの

で、私はこの実態調査をある程度モデルケースごとに進めてほしいなど考えておるわけなんあります。いかがでございましょう。

○近藤説明員 御案内のようにこの納稅貯蓄組合の補助金につきましては、これは事務費補助でございまして、現実問題といたしましては、納期内納入の一%の額というものを基準として出しておる

ようございます。したがつて、先ほどもお話しございましたように、非常にわずかな額でござります。そうして、県によって予算の範囲内となつておりますので、一%出しておるところあるいは県内に関する限りは平等に出しておるようで、特定の組合につかみで出すというようなことは現実問題としては行なわれておりません。

それから、県がどういう形で出すかといふところまででは実はわかれわれ調査したわけでござりますが、結局これは事務費の一部をまかなくにすぎないわずかな関係もござりますし、現地の納稅貯蓄組合がどのように使つておるかといふところまでは、実は調査をいたしておりません。まあ何らかの方法をもちまして、県などをを通じまして、できる限りの情報はとつてみたいと思っております。

○平林委員 できる限りの情報をつかんだ後において、またこの問題については議論をしたいと思ひます。大体いまの補助金を支出しておる法律の根拠はどこでございますか。

○近藤説明員 納稅貯蓄組合法の第十条に「補助金の交付」という規定がございます。

○平林委員 第十条の「補助金の交付」という規定には、「国又は地方公共団体は、納稅貯蓄組合に対し、組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことができない事務費を補うため、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。」と書いてある。国は幾ら出しておりますか。

○細見政府委員 四十四年度六千八百七十万……

○平林委員 国の出している金額は四十四年度六

千八百七十一万、四十五年度、四十六年度予算に示されておるもののは幾らなのか。

○細見政府委員 手元に資料がございませんので、後ほど御報告させていただきたいと思ひます。

○平林委員 国は出しておりぬのじやないです

でいろいろ接觸も多からう。しかもまた地方公共団体でありますので、そういう地域団体のことについてお世話を願うには比較的適しておるのでなかろうかということでおむろしこのほうの補助金が少ないのであって、地方公共団体のほうにいろいろそういう面でお世話になつておるという感じでありますか。

○平林委員 納稅貯蓄組合法に基づいて國または地方公共団体が必要な予算の範囲内で補助金を交付するということが非常にアンバランスである。私は不必要な額なら出すべきではないと思ひます。

○平林委員 その金額が四十四年六千八百七十一万ということになるというふうに一応承つておきましよう。私の承知しておるのは、この第十条に基づづく補助金ではなくて、税務署単位の納稅貯蓄組合連合会に対して支出されている予算補助である。それはそつとうふうに一応承つておきましよう。それはそうとして、地方の税については昭和四十五年度予算で八億三千万円も支出をしておる。国はおそらく六千万円か七千万円である。これがなぜこういうふうになるのでしょうか。国のほうがいろいろな意味で、納稅貯蓄組合その他納稅を促進する意味では、大きな金額を持っておる。それが何でござりますか。

○近藤説明員 紳士の納稅貯蓄組合法の第十条に「補助金の交付」という規定がございます。

○平林委員 第十条の「補助金の交付」という規定には、「国又は地方公共団体は、納稅貯蓄組合に

からも、全般について総点検をやるべき時期ではないかという御提言がありました。租税特別措置法全体については、主税局長としてははどういうあたり方を今後考えていくとしておられるのか、それの基本的な考え方をまずお伺いをいたしたい。

○細見政府委員 たいへん広範な御質問でございまして、うまくお答えできるかどうかわかりませぬ。それから三番目になりますけれども、これは資料として、期限の付されていない特別措置の件名と内容についてあとで与えていただきたい。

○細見政府委員 たいへん広範な御質問でございまして、うまくお答えできるかどうかわかりませぬが、租税特別措置につきましては、租税がいろいろな経済政策を遂行するにあたりまして非常に有効な誘引的な機能を果たしておるという評価は得ておるわけでありまして、そういう意味で、

日本の経済が当面いたしますいろいろな問題に対するいろいろな経済政策を遂行するにあたりまして非常に有効な誘引的な機能を果たしておるという評価は得ておるわけでありまして、そういう意味で、

日本が、租税特別措置につきましては、租税が、いろいろな経済政策を遂行するにあたりまして非常に有効な誘引的な機能を果たしておるという評価は得ておるわけでありまして、そういう意味で、

見直そうというような姿勢を示しておるつもりでござります。

見直そうというような姿勢を示しておるつもりでございます。

その意味で、期限を付しておりません制度は比較的少ないのでございまして、貯蓄の関係に若干ござりますほかは、医者の特例、それから収用の場合に千二百万円の控除をいたします課税の特例、それからインター銀行間の利子の非課税をきめております。むしろこれは特別措置といわないほうが適当なのかもしませんが、そういうようなもの、それから合理化償却の関係の特別措置、価格変動準備金、異常危険準備金、渇水準備金といったようなものが期限を付さずにござります。正確な件数は後ほど調べまして御報告いたしたいと思いますし、御希望の内容につきましては、それぞれの特別措置の内容について資料を差し上げたいと思います。

○竹本委員 次は、現行の貸倒引当金の問題ですけれども、一番最近で幾らになつておるかということ、それから有税で積み立てたものがあるか、無税の積み立てだけであるか、その内訳はどうなつておるか。

○山内説明員 全国銀行で申し上げますと、貸倒引当金の残高が四十五年の上期で七千六百億余りでござります。正確に申し上げますと七千六百八億、これは有税分と無税の引き当ての分を合計をいたしておりますわけございます。この七千六百八億のうちで五千六百五十四億円が非課税で引き当てた金額でございます。

○竹本委員 回収不能になる貸し出し金というものは最近では全体のどのくらいになつておりますか。

○山内説明員 先ほど申し上げました数字に並べて申し上げますと、四十五億円でございます。四十五年度上期に回収不能になつた結果償却いたしました金額が四十五億円。これは貸し金の総額に比べますと千分の〇・一になつております。

○竹本委員 これは一・五ということになるわけでも、これは何かあまりにもちょっと開きが大き

いということで、改正する。これは大体四十七年
度ぐらいにはもう改正をしようというよう理解

いということとで、改正する、これは大体四十七年度ぐらいにはもう改正をしようというように理解しておるんですけれども、そうであるか。また、改正是しようという場合には、どの程度までの改正をしようという大体のお考えであるか。

○細見政府委員 四十七年度までには何らかの改正をいたすということは、大臣もこの席でお約束いたしておりますわけでございますから、私どももいふ論を得て改正案を提出いたしたいと思っておりまます。ただその場合に、一つは、かなり銀行業界全体を取り巻きます状況も変動期でございます。それからもう一つは、やはり銀行の貸し倒れの特性、つまり、この間も申し上げましたように、普通の企業であれば回収不能ということとで、たとえば即刻担保の実行などもできるわけでありますが、銀行の公共的一面といふようなことで、たとえば二年待てば回復するような企業については、貸倒引当金を積みながら再建をなお続けていくといふようなことも必要である。その点について金融検査官の貸し倒れの認定のあり方その他を含めまして早急に結論を出し、しかもその措置はできるだけ漸進的で、課税の公平ということについては少なくとも一歩、漸進的という方向へ行きたくと思っております。

○竹本委員 具体的な内容をはつきりつかまえられませんけれども、しかしその前に一つの前提として、貸倒引当金の積み立てを幾らにするかといふ問題もありますが、貸し付けを、貸倒引当金の必要なないようにあまり貸さなければ何にもならぬことですから、問題は、貸し付けることについて企業の内容にどれだけ干渉するか、指導するか、いろいろこれもまた問題がありますが、もう少し地域別あるいは規模別に、裏からいえば地方における中小企業にも銀行が出ていて、そこでの預金の吸い上げ機関にだけなるということのないよう、地域別にまた規模別に一定のワクを与える、と言うことばが強くなり過ぎるかもしませんけれども、われわれはそういう考え方を持つて

いるんだけれども、少なくともそういう方向で指導することについてはどういうお考えを

いるんだけれども、少なくともそういう方向で指導するということについてはどういうお考えを持つておられるか。

○細見政府委員 事柄が銀行行政にわたることでございますが、私どもがこの租税特別措置としての貸倒引当金の改正を考えます場合には、いま御指摘のように金融機関が公共的な使命というものがあって、地域的にも業種的にも、また企業の大小に応じても、危険のない安全な企業に金を貸すだけが金融機関であつてはならぬわけで、やはり国民経済的な要請にこたえて、弱小な企業あるいは足のひ弱な企業を育て上げると、いふ一面が必要です。そのために、いたずらに貸倒引当金をきびしく査定することによって、銀行がそういう方向で向かう意欲を失わせるというようなことも当を得たことではなかろうということと、先ほど申し上げましたように漸進的な措置を考えておるというようなことで、いま御指摘のようなことを銀行行政のほうに要望いたしながら、私どものほうはそれに応じた適宜な措置を考えていきたい、こう考えておりります。

○竹本委員 これは、銀行行政はおっしゃるようになりますが、そういう面の指導がもう少し強く前面に出されないと、ほとんどナシエンスになってしまふと思うけれども、これは要望として改めて次へ移ります。

○竹本委員 次は交際費課税の問題ですけれども、これは限度をどこまでにするかという問題についてもいろいろ御議論がすでにありましたから、それは一応やめて、その限度を超えた超過額については一〇〇%課税をするということになつた場合には、実際は全体の交際費のどのくらいにかけることになるのか。また一〇〇%課税ということを考えられたものにしなければならなくなるわけでありました。

て、そこまで各企業の千差万別の様相を一定の基準の中ご盛り切れるかどうか。八〇%が限度があ

て、そこまで各企業の千差万別の態様を一定の基準の中に盛り切れるかどうか。八〇%が限度があるいは九〇%が限度かわからせんが、やはり交際費の課税がある程度否認割合が大きくなってきた段階では、考え方には質的な転換が必要になります。その後どうするか、いろいろな方面的御意見を聞いて検討いたしたいと思っております。

○山内 説明員 四十四年度の数字で申し上げますと、現在交際費につきまして損金不算入の金額の合計が一千九百八十億でございます。これを交際費につきまして全額損金不算入ということにいたしますと、金額が九千百五十億程度に相なります。

○竹本 委員 主税局長のいまの御答弁に関連してですけれども、実態把握がむずかしい点もありますけれども、しかし今日でも四百万円なら四百万円といふものも、いわゆる実態を把握した上でたてまえ上は立つて計算をしたわけですから、一〇〇%課税するということになつても、今日の状態がある程度適正を期し得たものであるならば、そういうむちやな話ではないというふうに思います。どうですか。

それからもう一つ、ついでに。先ほど来議論にもなつておりますけれども、その四百万円なら四百万円を実態に即して再検討した場合には、引き下げるという意見が当然出るということになるのですけれども、その点についても念のためにひどつ……。

○細見 政府委員 四百万円という金額を事業の規模の大小に関係なく基礎控除にしておるわけでございまして、その辺は取引金額の大きさとかあるいは業態によって幾らか違うじゃないかという議論が必ず出てまいるわけで、この四百万円を改正するときに、それをいまの否認の実情から見ますと、むしろこの四百万円というのは小規模企業あるいは中規模企業に非常に有利になつておるという御批判があつてこれを改正したらどうかという話がございましたが、その場合も、あまりこまか

ご改定基準をつくっていきますと、先ほどお話をございましたように、広告費を使う業態、交際費で商売を伸ばしていく業態、その辺に差を設けなければならぬかというような議論も出てまいりまして、旧税率は良税といふわけでもございませんが、一つの基準というものはそれなりにこう世の中に受け入れられておりますと、それを変更する

設について、御承知のように熱心な希望、要望がございますが、それと似たようななとおりでありますか、それとも関連があるかのとき特別経費の準備金制度というものが出てきた。特別経費とは一体どういうことを意味しているのか。それから事業主報酬制度については大蔵省としてはどういうお考えであるか。

で、資金が外へ出てしまう。中小事業者にとってはなかなか資金も忙しかろうと、いうことで、内部で積み立てても積立金をその期の経費にできるようにしておるという意味で、一種の老後保障であり、老後保障のしかたとして、より手厚い、優遇した保障の方式になつておるというわけであります。

○竹本委員 これは議論はいたしませんけれども、ぼくは、法律的な問題としておかしいという議論のほうがおかしい。なぜかといえば、たとえば内閣総理大臣の佐藤榮作が佐藤榮作殿で伺いを立てれば協議をするわけでしょう。そういう法律的には二つの人格を持っている場合は幾つもあるうのは私どもは無理だといまなお考えておるわけでござります。

○竹本委員 適用期限を二ヵ年延長して四十八年までにするという意味はどういう意味ですか。

体は事業主準備金ということございまして、事業主勘定に積み立てることによつて企業の蓄積を厚くし、また企業の変動に耐え得るような方法を参考に出しておつけてございまして、この仕組み

まして、事業のことではありますから所得に変動が生ずるわけありますが、そうしたときに事業の安定を期する。つまり、利益のあるときに積み立ててくるべきということによりまして、事業の利益が

のですか。事業主たって事業主であるとともに、従業員の一人でもあるのだから、これはいろいろ議論があるううと思いますけれども、あらためて議論をいたすことにいたしましよう。

か、あるいは社会の要請にこたえておるかどうか
というのを見直していきたいということでもござい
ます。

前やそれから全体の性格がどうもぼくに的確にのみ込めないので、もう少し詳細にその性格、使命、その考え方をひとつ伺いたいと思います。

○竹本委員 いまいろいろ多目的に並べられましたけれども、そのわりには十万円では額は少ないじゃないかという感じもする。それから先ほど申上げておきたいことは、この制度は周轍がある

だけれども、これは大部分付加価値税その他のがわゆる間接税の増強によろうといふ考え方であるかどうかという点をひとつ伺つておきます。

パーセンテージが変わるとか、四百万円のところが少し数字が変わるとかということだけを考えておる、こういうことですか。

の創設の背景となつたわけであります。その一つは、何と申しましても青色申告を奨励する、正確な記張によつて正確な納税をしていくを

のか、あるいはそれにかわるものであるのかといふ点。それからもう一つは、いわゆる事業主報酬制度についての最近の大蔵省の考え方を聞きた

ところまでは、この計画は詰めてございません。全体として税負担が二%程度ふえようということございまして、この中身は間接税の増徴で充てらるる、つまりは、この二%は、もとより、もとより

の一つでござりますし、さらにもつと交際費の規制の課税、税制上の扱いについて、基本的な考え方の変更をすべきだというような御議論がござい

で、そういう意味で青色申告者に、税制のたてまえを大きくくずさない限り、何らかの優遇措置というものを考えていくというのは当然であろう。

○細見政府委員 事業主の勘定として一定の、自分が他部門で働いた場合であっても得られるであろうというような金を予定されまして、それを一

○竹本委員 最後にもう一つ伺つておきたいのですが、いわゆる間接税、付価値税の問題でありまではございません。

○竹本委員 さらに基本的なものがあればと言つたけれども、それはいま主税局では考えていないません。

ところで、それが第二番目は、青色事業者につきまして、サラリーマンといいますか、つとめ人と違うところは、老後になつたときに、つとめ人であれ

れる、これはそれなりに企業経営の合理化という意味でけつこうなことであります、私どもが考えますのは、事業所得というの、先般も申し上

の議論がされておるし、調査も進んでおると思うのです。たゞ、私は純技術的というか事務的に考えても、一つは、税務署の職員が付加価値税で各段

い、こういうことですか。
○細見政府委員 なかなかむずかしい問題で、いろいろ検討はいたしておりますが、これという結論を待つております。

はある程度のまとまつた退職金の積立金という形であります。それがないと、金が入ってくるわけではありませんが、そういうことを考えて、青色申告の事業者の方からの依頼と、そういう意味で

けましたように事業用の資産、それから個人の才覚、それから場合によつては個人の肉体労働を加えることによつて、それが事業所得でござりますので、そのこん然一体となつた事業所得という

階ことに税金をかからずとしないことはわれらのフランスその他の外国の例を見てもそうであります
が、たいへんに職員がふえなければならぬとい
うことですけれども、現実にどのくらいふえる

◎日本製錬 これがもとと其の目的の未だらぬべきではないかという意見だけを付言をしておきたいと思います。

たが、この場合にいわゆる小規模企業共済制度があるわけでありますが、これは資金が外へ、つまり共済組合に積み立てられるわけでありますのである

払うというような考え方というのは、これは法律的な問題としてあるいは税のたてまえとしてやはりおかしいので、そういう意味の事業主報酬とい

かをひとつ伺いたい。
それからもう一つは、オランダの例なんかもあ
りますように、これが物価上昇に非常に拍車をか

けるという重大な問題があるわけです。したがつて、日本のように毎年これだけ物価が上がって、政府の経済見通しの去年は倍上がった、こういうような段階において、これをわが国に導入することは経済政策的に見てほとんど不可能であると私は思いますが、その点に対する基本的考え方はどうであるか。この二つを伺いたい。

○細見政府委員 稅務職員の増加がどの程度必要であるかということにつましましては、一方企業と申しますか、納税者側にどれほどの協力を願いをするかということと密接な問題でございますので、具体的な税制を考えます段階で、どこまでを税務当局がやり、どこまでを納税者にやっていただきたいこととの輪郭ができた段階で考えなければならぬと思いますが、ある程度の税収をあげる目であり、それが新しく税体系の中に加わるということであれば、常識としてある程度の人間はふえざるを得ないということになるのではないかと思ひます。

それから第二点の物価上昇との関係におきま

しては、おっしゃるように、物価上昇と付加価値税の問題というのは非常に微妙なむずかしい関係がございまして、ドイツとかあるいはフランスのように、付加価値税に移行いたしましたときにも物価の上がりなかつた国もございましたし、オランダとかベルギーのように物価が上昇した国もござります。そういう意味で他の経済政策との関連、あるいはそのときの経済全体がデフレ基調であるとかとか、インフレ基調であるとかとか、あるいはそのことに對する国民の協力の出方、あるいは物価騰貴に対する監視の具体的政策の有効性というようなものと非常に関連しておりますので、むづかしい問題であるうといふように思ひますが、そういうふうにある国におきまして物価に対しても上昇が止まらないいろいろな問題を起こすということは、逆の面からいえば経済政策としてはかなり有効な間接税になるといふ一面もあるわけでござります。その辺は慎重に検討いたさなければならぬと思います。

けるかといふことにつましましては、一方企業と申しますか、納税者側にどれほどの協力を願いをするかといふことと密接な問題でございますので、具体的な税制を考えます段階で、どこまでを税務当局がやり、どこまでを納税者にやっていただきたいこととの輪郭ができた段階で考えなければならぬと思いますが、ある程度の税収をあげる目であり、それが新しく税体系の中に加わるということであれば、常識としてある程度の人間はふえざるを得ないといふことになるのではないかと思ひます。

それから第二点の物価上昇との関係におきましては、おっしゃるように、物価上昇と付加価値税の問題というのは非常に微妙なむずかしい関係がございまして、ドイツとかあるいはフランスのように、付加価値税に移行いたしましたときにも物価の上がりなかつた国もございましたし、オランダとかベルギーのように物価が上昇した国もござります。そういう意味で他の経済政策との関連、あるいはそのときの経済全体がデフレ基調であるとかとか、インフレ基調であるとかとか、あるいはそのことに對する国民の協力の出方、あるいは物価騰貴に対する監視の具体的政策の有効性といふようなものと非常に関連しておりますので、むづかしい問題であるうといふように思ひますが、そういうふうにある国におきまして物価に対しても上昇が止まらないいろいろな問題を起こすということは、逆の面からいえば経済政策としてはかなり有効な間接税になるといふ一面もあるわけでござります。その辺は慎重に検討いたさなければならぬと思います。

○竹本委員 これまで終わりますが、問題は人数の問題です。これは税務署の職員が——また議論をするかといふことと密接な問題でござりますが、人數の増加でとどまるものか、あるいは二、三万ぐらゐ要るのか。それはやり方によつて変わるでしょう。しかしA、B、C、いろいろの場合を想定して、事務当局はこのぐらいは要るのだといふことを具体的に結論を早く出さないと、やるのだ、やるのだ、導入するのだということを、政治家がただいろいろの立場からそういうことだけ言っておると——しかし実際問題として見れば、ドイツの例、フランスの例を見てもわかりますように、一番大事な問題は税務機構をどうするか、税務担当者をどうするかという問題が一つの決定的なポイントだと思うのですね。それに対して事務的に、この程度の準備と、これだけの人数は当然要るのですよということを首脳部にも、政治家にもデータを出さなければならぬ責任が主税局長あるのだと思うが、数字についてはいまだに、相手をひとつ聞きたい。

それから経済政策の問題はむずかしいとおっしゃるのですが、ドイツ、フランスの場合には、これは慎重にやって、タイミングの選び方が非常にうまかった。ところが日本の場合には、へたすれ

ばオランダのようになる危険が非常に多い。現実にというポイントを指摘すればそれで一応事が足りるかもしれません、ところが実は税調でも

東畑さんもそれを言われる、それから大臣も大体それに近いことを言つておる。自民党でも言つておる。いろいろそういう議論が出ておるときに、

まだに人数については全然見通しがないような答弁だけれども、私はそれはしかし無責任だと思つておる。いろいろそういう議論が出ておるときに、

かかるなんというふうなことを言つて、かえつてまた御迷惑をかけてはという配慮もあつて慎重になつた

ところが人の問題でおかしくなつたといふような

みつともないことになつては困りますので、人間の問題、どのくらい要るかといふことが基本をな

ど問題でありますから、これは鋭意ひとつ、御指摘もありましたので、さつそく検討をさせたい、

このように思つております。

○竹本委員 以上で終わります。

○毛利委員長 関連質問がありますので、許します。

○広瀬(秀)委員 一つは、相続税の改正で生命保険金の控除額が五百萬円から百五十萬円限度に引き上げられたわけであります。そなりますと、法定相続人が五人いるということになりますと、七百五十万までは生命保険金は控除される、こういうことになるわけであります。そういう制度が新しくできただることは、やはり生命保険の加入の額がやはりだんだん大型化していくということを

程も十分に検討して、用意しておいてもらいたい

ということなんです。人數の点、その他はどうですか。

○細見政府委員 まだ、政府として付加価値税を採用するとか、あるいは採用の年次計画を立てなければならぬ段階に入つたとかいうことでございませんので、いま申し上げたような程度のお答えをいたしておるわけですが、いろいろ税制を執行する場合には、その執行の体制がどうなるかといふのは最大の問題でござりますから、その点については御指摘のとおり十分検討してまいらなければならぬと思いますし、後者の経済政策としての問題につきましても、諸外国の実例あるいは我が国の経済のあり方といふようなものについて十分勉強しながら、タイミングあるいはその採用の可否を誤ることのないようにしなければならない、かように考えます。

○竹本委員 政務次官にひとつ伺いますが、経済政策のほうは大体みんな政治家もわかるから、慎重にというポイントを指摘すればそれで一応事が足りるかもしれません、ところが実は税調でも

迷惑をかけてはという配慮もあつて慎重になつた

ところが人の問題でおかしくなつたといふような

みつともないことになつては困りますので、人間の問題、どのくらい要るかといふことが基本をな

ど問題でありますから、これは鋭意ひとつ、御指

摘要ありましたので、さつそく検討をさせたい、

このように思つております。

○竹本委員 以上で終わります。

○毛利委員長 関連質問がありますので、許します。

○広瀬(秀)委員 一つは、相続税の改正で生命保険

金の控除額が五百萬円から百五十萬円限度に引き

上げられたわけであります。そなりますと、法定

相続人が五人いるということになりますと、七百

五十万までは生命保険金は控除される、こういう

ことになるわけであります。そういう制度が新しく

できただることは、やはり生命保険の加入の

額がやはりだんだん大型化していくということを

に、こういう場合にはこうだ、こういう場合には

こうだといふ二つか三つの場合を想定して、税務

職員がこのぐらい要るのだ——その点からだけ

思ひます。それは、それに対する研究といいますか、

検討があまりにもなされていないような感じを受けるのだけれども、政務次官はどう考えるか。そ

れでまたよろしいと思われるかどうか、この点について……。

○中川政府委員 この問題については、大臣あるいは党の中の動き、あるいは東税調会長の発言等からだいぶ前向きのよう空気が出でておること

は事実でございますが、大蔵省としてはまだ踏み切つてもおりませんし、また計画も立てておらず

とうところから、十分検討しておらない点もあります。また、いま言つたようなことを申し上げないのも、うつかり人数はこれくらい

かかるなんというふうなことを言つて、かえつてまた御迷惑をかけてはという配慮もあつて慎重になつた

ところが人の問題でおかしくなつたといふような

みつともないことになつては困りますので、人間の問題、どのくらい要るかといふことが基本をな

ど問題でありますから、これは鋭意ひとつ、御指

摘要ありましたので、さつそく検討をさせたい、

このように思つております。

○竹本委員 以上で終わります。

○毛利委員長 関連質問がありますので、許します。

○広瀬(秀)委員 一つは、相続税の改正で生命保険

金の控除額が五百萬円から百五十萬円限度に引き

上げられたわけであります。そなりますと、法定

相続人が五人いるということになりますと、七百

五十万までは生命保険金は控除される、こういう

ことになるわけであります。そういう制度が新しく

できただることは、やはり生命保険の加入の

額がやはりだんだん大型化していくということを

意味すると思うのですね。そういうことに結果的にもだんだんなってくるだろう、そういうことを、ある程度実態がそういうものにならってくるだらうということを踏まえてそういう改正も行なわれた、こういうように理解するわけです。そうなりますと、保険の掛け金のほうも、保険料のほうですね、保険料のほうもかなり高額になってくるだらうということになりますが、今日の段階では最高限度三万七千五百円が非課税限度である——非課税限度ということばは適切でありませんが、それだけしか控除されない。控除限度額がそういうことだと、ということなんですが、これについて、やはりそういう実態に見合つて、これを据え置く年限というものがかなり長いことになっておるだらうと思うのですね。したがつて、そういう改正と見合つてこの面も若干でも引き上げるのがやはり彼此一貫、首尾一貫した施策ではないのか、こういうように感ずるわけなんですが、その点についての見解をまず一点お伺いをいたします。

○細見政府委員 私どもは今回の措置で事柄として一貫しておると思います。と申しますのは、いま広瀬先生の御指摘のようにいたしますと、かける段階で全部控除されて、もう一段階で控除されるということになるわけですね。そうすると、うばつさりかからない、所得税が控除される、こういう形はやや、私は、今日のように貯蓄の形態が多様化しておるときについて問題があるのであるといふか。ただし、生命保険金控除のほうを引き上げましたのは、率直に申し上げまして、生命保険金がたくさん入ってくるというような方はしないか。ただし、生命保険金控除のほうを引き上げましたのは、率直に申し上げまして、生命保険金が、現在のように貨幣価値その他からいたしますと、もう長く生きておられた方というのにはほどんどうまみのない金額になつておるうかと思います。むしろ私どもは、ここで生命保険金が一百五十万も貯金ができる人が、保険に入られるることによって七百五十万が保証されるということ

が、むしろ保険の勧説といいますか、保険は国民の皆さんが入られるときにあたっても一番の有効な方法じゃなかろうかという意味で、私どもはこの相続税における保険金の非課税というのが、社会政策的に見てもある意味で気の毒な方を救済することであり、意味があるのじやないか、こういうふうに考えたわけであります。

○広瀬(秀)委員 この問題はきょうは問題提起だけにしておきますが、これはやはりある程度検討の必要があるのでないか、こういうように考えるわけであります。

とも垂れ簾の問題にしておらぬ。臣上第しておるのだから、その程度のところまでは当然いっていいものじやないか、こういうよろに考えるのですが、これについてはかなり弾力的に考えられる、こういう気持ちがありますか。その点をお尋ねをして、きょうは関連質問ですかから終わつておきますが……。

○細見 政府委員 全体としての貯蓄非課税の場合の元本の大きさをどういうふうに割り振つていくかということについては、今後も総合的に考えていかなければならぬ問題だと思います。

ただ、今回の労働者財産形成措置は、貯金というよりは、もう広瀬先生御承知のように、家を建てさせることに目的があるわけでありまして、今回の制度によりまして、百万円の元本ができるところまではこの労働者財産形成が動いていく。一方で、御承知の住宅建設についての税額控除というのを從来の倍にいたし、つまり年五十万まで、住宅に使われれば、それは税額で引きますといふことにいたしておるわけで、それらを総合的に――あるいはまた、こういう労働者財産形成のはばかりに、先ほどお話をありましたように郵便貯金でも百五十万できるし、それからその他の少額貯蓄非課税についても百五十万、あるいは国債があるとかいうことで、この間松尾先生からむしろ多過ぎるといつてしかられたぐらい非課税のワクもございましたし、現実に家を建てられたときには、いま申し上げましたように年五十万まで、住宅費の弁済に充てていかれるときにはこの金が使えるというわけでござりますので、その辺あわせ考えれば、かなりの金額になっておろうかと思いますが、総合的に、金額の大小については今後とも検討いたしまりたいと思います。

○広瀬(秀)委員 勤労者財産形成促進という、しかもその中身は大体持ち家制度ということは、そもそもこの法案がつくられる原点にあつたわけでですね。ですから、大体いわゆる持ち家を勤労者に保証していくこう、こういう趣旨でありますから、そういう非常に特定の目的というものがある場合

○毛利委員長 本会議散会後直ちに再開することとして、暫時休憩いたします。

午後零時五十二分休憩

○毛利委員長 本会議散会後直ちに再開することとして、暫時休憩いたします。

午後二時二十五分開議

○坂井委員 稟税特別措置制度の中におきます探鉱準備金及び新鉱床探鉱費のいわゆる特別控除制度の問題でござりますけれども、この適用期限を今回また三年延期するということでありますが、延期の理由はいかがな理由でございましょう。

○細見政府委員 御承知のように、日本は天然資源に恵まれておらない国でございまして、新しい日本の経済をささえていくための資源を国内、国外を問わず広く求めて生きていかなければならぬわけであります。その意味におきまして、鉱物資源の開発に非常に有力なインセンティブとなつておるこの制度を、他の海外資源の開発、あるいは海外投資の促進というような特別措置とあわせまして、広い意味で日本経済の必要な資源の確保はり社会開発の問題という中では住宅難ということが今日依然として続いているわけだし、しかもその住宅建設の費用というようなものも、土地代の値上がりなどを含めてさらに建設費の値上がりをいうことをみると、今日の非常に重要な政治課題になつてゐる。そういうものに焦点を合わせた場合には、かなりの優遇といふものをやつて、年限などもある程度切ることはけつこうだけれども、かなりの優遇といふものを、そういう特定の目的的、しかもだれもが望んでおる目的、国民の共感を得られるこういうものに対してはもつと弾力的に——いま最後のお答えのところでそういう気持ちはあるんだというお答えですからこれ以上申上げませんけれども、以上二つだけきょうは問題提起して、質問を終わります。

午後二時二十五分開議
○毛利委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

として
暫時休憩いたしました

○毛利委員長　本会議散会後直ちに再開することを提起して質問を終れ、

をはかつていくため、一様に三年間延長

ます。

○坂井委員 お答えによると、昨年も同じよ

うな答弁だったかと思うのです。そこで、いろいろこの制度の是非について論議がありまして、そ

ういう経過の結論として、大蔵省としてはこの制

度はやはり改善しなければならない、いわゆる合

理化をしなければならぬというような結論になつ

たよう答弁であつたかと承知いたしております。

特に政務次官の答弁によりますと、この一年

間の間に十分検討を加えて、よりよきものに改め

たいということを約束されておつたわけですけれ

ども、いままた三ヵ年同じような理由でもって延

長される。そうなつてまいりますと、前回お答え

になりました大蔵省の見解なり政務次官の御答弁

といまさか相違するのではないか、こう思うわけ

でござりますけれども、いかがでございましょ

う。

○細見政府委員

政務次官が一年かけて検討いた

すと申しましたように、その後一年間におきまし

て、通産省あるいは関係の識者を含めまして、こ

の減耗控除のあり方について海外に使節を派遣さ

れたというようなこともございましたし、またカナ

ダその他の国から、わが国の資源開発に対する取

り組み方、その中の税制のあり方というようなも

のにつきましての視察団も参るというようなこと

で、各方面について検討をいたしたわけでござい

ます。主税の当局といしましては、午前にもお

答えましたように、特別措置が既得権にな

らないようにするために絶えず期限を置いて検討

いたしておりますということは、むしろそういう態度

で臨めという御激励を午前中受けたわけでありま

すが、そういう意味でこの制度につきましてもい

ろいろ改善・合理化の方策はないかということを

検討をいたしたわけであります。結果といたしま

して、先ほど申し上げましたように、資源開発の

重要性、わが国を取り巻きます資源確保の困難性

というようなものを考へましたときに、これをむ

しろ延長すべきではないかと考えたわけでござい

ます。

○坂井委員 そうすると、この制度は国内、国外

ともに及びますか。

○細見政府委員 この制度そのものといたしまし

ては、国内資源のほうに重点がかかるわけでござ

ります。

○坂井委員 いまの問題は一応おきまして、たと

えればこの制度の適用を受けることによりまして、

税法上非常にこの特典にあづかっておるのがいわ

ゆる非鉄金属大手八社である。この減収額が全体

の税の減収に対する大体何%くらいに当たりまし

ます。

○坂井委員 え、そうです。

○細見政府委員 御質問の趣旨は、その企業の所

得に対する減収の割合でございますか。

○坂井委員 はい、そうです。

○細見政府委員 大体おしなべまして、鉱業所得

の半分くらいはこれによって軽減されておるとい

うわけでござります。

○坂井委員 額はいかほどのになりますか。

○細見政府委員 四十年から四十五年までの合計

で、減税額で見まして百四十億、まあ六年間でござ

りますから二十四、五億というのが軽減になつておるというわけでござります。

○坂井委員 百四十億、これは八社、六年間の総額ですか。あの二十四億というのはどういう意味でござります。

○坂井委員 はい、そうです。

○細見政府委員 すべての特別措置がそうでござ

りますように、その段階段階におきまして、その

措置が日本の国民经济にとって有効な施策として

働いておるかどうかということを判断するわけでございまして、それが特別措置である限り、税制

としては、たてまえとして特別措置は整理縮小す

る方向の基本的な方向はりますが、そのときそ

のときの政策としての有効性に立つて、そういう

税の公平一本やりというわけにもいかないとい

う面もあるというわけでござります。

○坂井委員 そうしますと、縮小という方向は、

元来そういう方向でなければならぬと私は思うの

ですが、そのときそのときの政策目標で、今回三

カ年間延長されたということは、一応拡大の方向

でござります。

○坂井委員 私、手元に少し資料があるのです

が、たとえばこの大手八社のうちA社は、四十三

年の三月期におきまして二十四億円の鉱業所得が

あります。

○細見政府委員 拡大でも縮小でもなくして、文字

どおり延長でござります。

○細見政府委員 地下資源の開発を促進するため

課税の対象になつたのが大体半分くらい、五〇%

ですね。約十二億、そういうことあります。

そこで五年間にこの大手八社の中でも筆頭が四十一億

円、これだけの税金をまけてもらつた——ことば

れども

ありました。

○坂井委員 お答えによると、昨年も同じよ

うな答弁だったかと思うのです。そこで、いろいろ

この制度の是非について論議がありまして、そ

ういう経過の結論として、大蔵省としてはこの制

度はやはり改善しなければならない、いわゆる合

理化をしなければならぬというような結論になつ

たよう答弁であつたかと承知いたしております。

特に政務次官の答弁によりますと、この一年

間の間に十分検討を加えて、よりよきものに改め

たいということを約束されておつたわけですけれ

ども、いままた三ヵ年同じような理由でもって延

長される。そうなつてまいりますと、前回お答え

になりました大蔵省の見解なり政務次官の御答弁

といまさか相違するのではないか、こう思うわけ

でござりますけれども、いかがでございましょ

う。

○細見政府委員

政務次官が一年かけて検討いた

すと申しましたように、その後一年間におきまし

て、通産省あるいは関係の識者を含めまして、こ

の減耗控除のあり方について海外に使節を派遣さ

れたというようなこともございましたし、またカナ

ダその他の国から、わが国の資源開発に対する取

り組み方、その中の税制のあり方というようなも

のにつきましての視察団も参るというようなこと

で、各方面について検討をいたしたわけでござい

ます。主税の当局といしましては、午前にもお

答えましたように、特別措置が既得権にな

らないようにするために絶えず期限を置いて検討

いたしておりますということは、むしろそういう態度

で臨めという御激励を午前中受けたわけでありま

すが、そういう意味でこの制度につきましてもい

ろいろ改善・合理化の方策はないかということを

検討をいたしたわけであります。結果といたしま

して、先ほど申し上げましたように、資源開発の

重要性、わが国を取り巻きます資源確保の困難性

というようなものを考へましたときに、これをむ

しろ延長すべきではないかと考えたわけでござい

ます。

○坂井委員 お答えによると、昨年も同じよ

うな答弁だったかと思うのです。そこで、いろいろ

この制度の是非について論議がありまして、そ

ういう経過の結論として、大蔵省としてはこの制

度はやはり改善しなければならない、いわゆる合

理化をしなければならぬというような結論になつ

たよう答弁であつたかと承知いたしております。

特に政務次官の答弁によりますと、この一年

間の間に十分検討を加えて、よりよきものに改め

たいということを約束されておつたわけですけれ

ども、いままた三ヵ年同じような理由でもって延

長される。そうなつてまいりますと、前回お答え

になりました大蔵省の見解なり政務次官の御答弁

といまさか相違するのではないか、こう思うわけ

でござりますけれども、いかがでございましょ

う。

○細見政府委員

政務次官が一年かけて検討いた

すと申しましたように、その後一年間におきまし

て、通産省あるいは関係の識者を含めまして、こ

の減耗控除のあり方について海外に使節を派遣さ

れたというようなこともございましたし、またカナ

ダその他の国から、わが国の資源開発に対する取

り組み方、その中の税制のあり方というようなも

のにつきましての視察団も参るというようなこと

で、各方面について検討をいたしたわけでござい

ます。主税の当局といしましては、午前にもお

答えましたように、特別措置が既得権にな

らないようにするために絶えず期限を置いて検討

いたしておりますということは、むしろそういう態度

で臨めという御激励を午前中受けたわけでありま

すが、そういう意味でこの制度につきましてもい

ろいろ改善・合理化の方策はないかということを

検討をいたしたわけであります。結果といたしま

して、先ほど申し上げましたように、資源開発の

重要性、わが国を取り巻きます資源確保の困難性

というようなものを考へましたときに、これをむ

しろ延長すべきではないかと考えたわけでござい

ます。

○坂井委員 お答えによると、昨年も同じよ

うな答弁だったかと思うのです。そこで、いろいろ

この制度の是非について論議がありまして、そ

ういう経過の結論として、大蔵省としてはこの制

度はやはり改善しなければならない、いわゆる合

理化をしなければならぬというような結論になつ

たよう答弁であつたかと承知いたしております。

特に政務次官の答弁によりますと、この一年

間の間に十分検討を加えて、よりよきものに改め

たいということを約束されておつたわけですけれ

ども、いままた三ヵ年同じような理由でもって延

長される。そうなつてまいりますと、前回お答え

になりました大蔵省の見解なり政務次官の御答弁

といまさか相違するのではないか、こう思うわけ

でござりますけれども、いかがでございましょ

う。

○細見政府委員

政務次官が一年かけて検討いた

すと申しましたように、その後一年間におきまし

て、通産省あるいは関係の識者を含めまして、こ

の減耗控除のあり方について海外に使節を派遣さ

れたというようなこともございましたし、またカナ

ダその他の国から、わが国の資源開発に対する取

り組み方、その中の税制のあり方というようなも

のにつきましての視察団も参るというようなこと

で、各方面について検討をいたしたわけでござい

ます。主税の当局といしましては、午前にもお

答えましたように、特別措置が既得権にな

らないようにするために絶えず期限を置いて検討

いたしておりますということは、むしろそういう態度

で臨めという御激励を午前中受けたわけでありま

すが、そういう意味でこの制度につきましてもい

ろいろ改善・合理化の方策はないかということを

検討をいたしたわけであります。結果といたしま

して、先ほど申し上げましたように、資源開発の

重要性、わが国を取り巻きます資源確保の困難性

というようなものを考へましたときに、これをむ

しろ延長すべきではないかと考えたわけでござい

ます。

○坂井委員 お答えによると、昨年も同じよ

うな答弁だったかと思うのです。そこで、いろいろ

この制度の是非について論議がありまして、そ

ういう経過の結論として、大蔵省としてはこの制

度はやはり改善しなければならない、いわゆる合

理化をしなければならぬというような結論になつ

たよう答弁であつたかと承知いたしております。

特に政務次官の答弁によりますと、この一年

間の間に十分検討を加えて、よりよきものに改め

たいということを約束されておつたわけですけれ

ども、いままた三ヵ年同じような理由でもって延

長される。そうなつてまいりますと、前回お答え

になりました大蔵省の見解なり政務次官の御答弁

といまさか相違するのではないか、こう思うわけ

でござりますけれども、いかがでございましょ

う。

○細見政府委員

政務次官が一年かけて検討いた

すと申しましたように、その後一年間におきまし

て、通産省あるいは関係の識者を含めまして、こ

の減耗控除のあり方について海外に使節を派遣さ

れたというようなこともございましたし、またカナ

ダその他の国から、わが国の資源開発に対する取

り組み方、その中の税制のあり方というようなも

のにつきましての視察団も参るというようなこと

で、各方面について検討をいたしたわけでござい

ます。主税の当局といしましては、午

が適当かどうかわかりませんが、それを筆頭にしまして、二十九億、二十一億あるいは十二億、合計いたしますと百三十億にのぼる減税を受けている、こういうことに資料がなっておるわけですけれども、間違いございませんでしょか。

○細見政府委員 こまかいところは若干違つておるかもしれません、おおよその数字としては合つておると思います。

○坂井委員 おおよそそのとおりだということであります。

○坂井委員 一般的の企業に比べました場合に、法人税は大体半分くらいになつて、こう私理解しております。すけれども、それでよろしくござりますか。

○細見政府委員 鉱業所得に関する限りはそのとおりでございます。

○坂井委員 それでは通産省にお尋ねしたいのですが、現在国内鉱、それから海外開発、二つの行き方があると思うのですが、これら非鉄金属、主要金属のこの減耗控除制度が発足する以前の需要の状態、それから四十年に発足いたしまして今日に至る需要の推移、これがあらましのところをひとつお聞かせいただきたい。主要金属でけつこうです。

○磯西説明員 主要金属、銅、鉛、亜鉛で申し上げますと、三十八年度におきまして銅の需要は約四十万トン、そのうち国内鉱が十万吨。本制度ができました最近の、四十三年度の統計によりますと、供給が七十五万トンで、そのうち十一万トントンにつきまして申し上げますと、三十八年度におきまして供給が約十四万トン、そのうち国内鉱は五万四千トントン弱、四十三年度におきましては供給が十八万トンで、そのうち国内鉱が約六万トン弱。それから亜鉛につきまして申し上げますと、三十八年度におきまして供給が三十三万トン、国内鉱が二十万トントンで、輸入が五六でございますが、そのうち自主開発分は約四万トン、買鉱といいまして、鉱石をそなめでやる分と、あるいは銅そのものを買う場合と銅の地金にして買う場合と、いろいろございます。

かりに銅の場合の四十三年度分をとつてみますと、輸入が五六でございますが、そのうち自主開発分は約四万トン、買鉱といいまして、鉱石をそなめでやる分と、あるいは銅そのものを買う場合と銅の地金にして買う場合と、いろいろございます。いまはブリストーにして買う分が約三十一万トン、とになつております。

○坂井委員 四十三年はわかりましたが、一番近い年度でおわかりにならないでしようか。

○磯西説明員 銅につきましては、四十四年度八十三万トンの供給につきまして、国内は十二万トントン。それから亜鉛につきましては、七十三万トンの供給に対しまして国内は二十六万トン。それから鉛につきましては、四十四年度二十万トンの供給におきまして国内は約六万トン。こういう状況でございます。

○坂井委員 そういたしますと、むしろ国内依存よりも国外依存が比重がきわめて大きくなっています。

○坂井委員 そういたしますと、むしろ国内依存度でございますが、これが将来、五十年になりますと約八〇%になる予定になつております。

○坂井委員 さようでございます。たとえば銅につきましては七三%が四十三年度において海外からの依存度でございますが、これが将来、五十年になりますと約八〇%になる予定になつております。

○坂井委員 そういたしますと、先ほどの御説明によりますと、たとえば銅の場合、昭和四十四年度は全体で八十三万トン、国内依存分が二十三万トン、あとは全部海外となりますと、国内分が四分の一で海外が四分の三、こういうことになるわけですが、海外に依存している分の形態でございますが、たとえば地金であるとか一般買鉱などとか融資買鉱あるいは自主開発鉱だとか、いろいろそういうように分かれると思うのでござりますが、それからいかがなことになつております。なお、すけれども、それはいかがなことになつております。

○坂井委員 部分的に受けているといいますと、実際にはどういう具体的な例でしょうか。

○細見政府委員 探鉱の場合の技術者の人件費その他の点について、あるいは向こうで開発したあるいは探開した開石の分析とか、そういうようなものである程度のものがあるが、区分が明確になつておませんので、全然受けておらないといふわけにもまいりませんし、受けておる量はどれくらいかと言われば、なかなか明確にはきめがたい。いずれにいたしましても、そう大きな部分でないことは事実でございます。

○坂井委員 じや、通産省にお尋ねしますけれども、自主開発による分はいかなる形態をとつておられますか。たとえば合弁会社という形もあるあります。たとえば地金あるいは海外での資源開発でありますから、これは鉱業権の設定をしなければならぬとい

ういうふうな状況になつております。

○坂井委員 そうすると、先ほど海外資源の開発を目標とする、こういうことでございますが、いに進出をしても掘れない。鉱業権の設定といふことであります。

○磯西説明員 一般的に海外で探鉱をやつておるところが四十四年度の場合、八十三万トンのうちどれくらいありますか。

○坂井委員 もちろん自主開発に力を入れていますが、それが当然でございます。

○磯西説明員 もちろん自主開発に力を入れていませんが、いまの中で一般買鉱だとかあるは地金であるとかプリスターであるとか自主開発鉱だとか、いろいろあるわけですが、その中のどれに力を入れていくのですか。

○磯西説明員 もちろん自主開発に力を入れていますが、いまの中で一般買鉱だとかあるは地金であるとかプリスターであるとか自主開発鉱だとか、いろいろあるわけですが、その中のどれに力を入れていくのですか。

○磯西説明員 一般的に海外で探鉱をやつておるところが四十四年度の場合、八十三万トンのうちどれくらいありますか。

○坂井委員 そうすると、その自主開発による分が四十四年度の場合、八十三万トンのうちどれくらいありますか。

○磯西説明員 約四万トン、国内生産の約三分の一でございます。

○坂井委員 そうすると、その自主開発による四万トンの分には減耗控除制度の適用は受けておりますか、どうですか。

○細見政府委員 部分的に受けているといいますと、実際にはどういう具体的な例でしょうか。

○坂井委員 探鉱の場合の技術者の人件費その他の点について、あるいは向こうで開発したあるいは探開した開石の分析とか、そういうようなものである程度のものがあるが、区分が明確になつておませんので、全然受けておらないといふわけにもまいりませんし、受けておる量はどれくらいかと言われば、なかなか明確にはきめがたい。いずれにいたしましても、そう大きな部分でないことは事実でございます。

○坂井委員 さようでございます。

○磯西説明員 御承知のように、銅を海外から入れる場合におきましては、みずからやる分と共同でやる分と、あるいは銅そのものを買う場合と銅の地金にして買う場合と、いろいろございます。

○坂井委員 さういたしますと、先ほど答弁のありました大蔵省の、部分的にはこの制度の適用を受ける法人にならなければならぬわけであります。たとえば地金をしておられない、こういうことでございます。

○磯西説明員 さういたしますと、先ほど答弁のありました大蔵省の、部分的にはこの制度の適用を受ける法人にならなければならぬわけであります。

○坂井委員 さういたしますと、先ほど答弁のありました大蔵省の、部分的にはこの制度の適用を受ける法人にならなければならぬわけであります。

○磯西説明員 さういたしますと、先ほど答弁のありました大蔵省の、部分的にはこの制度の適用を受ける法人にならなければならぬわけであります。

○坂井委員 さういたしますと、先ほど答弁のありました大蔵省の、部分的にはこの制度の適用を受ける法人にならなければならぬわけであります。

○磯西説明員 さういたしますと、先ほど答弁のありました大蔵省の、部分的にはこの制度の適用を受ける法人にならなければならぬわけであります。

う問題があろうと思います。そういたしますと、いわゆる現地法人でなければ、日本の資本が海外で探鉱いたしておる場合には、御承知のように現地法人にならなければならぬわけであります。たとえば地金をしておられない、こういうことでございます。

○磯西説明員 さういたしますと、先ほど答弁のありました大蔵省の、部分的にはこの制度の適用を受ける法人にならなければならぬわけであります。

○坂井委員 さういたしますと、先ほど答弁のありました大蔵省の、部分的にはこの制度の適用を受ける法人にならなければならぬわけであります。

○磯西説明員 さういたしますと、先ほど答弁のありました大蔵省の、部分的にはこの制度の適用を受ける法人にならなければならぬわけであります。

行なうとかいうようなことがあるわけでござります。だが、それらがどの程度のものであるかといふことはわかりませんし、割合としてもそう大きなものではなかろう、こう申し上げているわけでございます。

○坂井委員 重ねて通産省にお伺いしますが、将来の形として、合弁会社の形をとろうというような動きはございませんか。

○磯西説明員 将来の問題でございますが、探鉱の形におきましては、先ほど申し上げましたように、向こうの探鉱権者と折衝してやつていく。開発段階になった場合においてはそういうふうな形になる場合が、現地の事情によりまして起り得るケースがふえるんじやなかろうかというふうに考えております。

○坂井委員 開発ということになりますと合弁会社という形も考えられる。むしろそういう方向に行くのではないか、私はこう判断するわけであります。その場合には減耗控除制度の適用を受けられると判断されておられますか。

○磯西説明員 開発段階は探鉱の次の段階でございますので、本制度は探鉱でございますから、その辺は違うと思います。

○坂井委員 そのとおり、大蔵省、間違ひございませんか。

○細見政府委員 そのとおりでございます。

○坂井委員 そうしますと、なお私非常に納得のいかないことは、海外資源の開発、これは重大な政策目標であり、国策等から考えて大きな目標として、今後進出をしていかなければならぬという点についてはよくわかります。よくわかりましたが、そうした場合に、先ほど御答弁のありました海外進出、これを促進していかなければならぬために最もこの制度の必要があるのだという御答弁は当たらない。海外資源の開発とこの制度の関係性において、一体どのような、海外資源開発のためのこの制度を置くことによってのメリットがあるのかという点を明確にしていただきたい。

○細見政府委員 この点につきましては、御承知

のように企業が海外に出ていきますためには、企業がみずから力をつける必要があるわけであります。

しかし何と申しましても、もち屋はもち屋と申して、この減耗控除制度というのはそういう意味で企業に力をつけるということに非常に役立つわけでございます。その場合に、投資会社あるいは探鉱会社をいろいろな形態の日本の企業が集まつて合併でつくることももちろん可能であります。

ますか、多年探鉱の仕事に当たり、その技術と開発の能力を持つ日本の鉱山会社というのがそうした場合の中核になるということはあるわけで、そ

ういう海外に出ていく余力もできますし、それからあわせて、いま銅とかその他の重要資源が、海

外に対する依存度が多くなったという説明がございましたが、それは相対的に、需要がふえていく

という中におきまして海外に対する依存が大きくなりますが、国内におきましてもそういう資源があればこれを一方で開発していくことが、資源を

一方的に海外に依存することがいかに危険であるかということからしても重要な、こういう

わざでございます。

○坂井委員 企業の力をつけるためにこの制度が必要である。その企業の力をつけるにはこの制度のメリットは何かというと、国内における探鉱でありますいは新鉱床の探鉱である。そういたしま

すと、国内の今後の探鉱の見通しはいかがなもので、よう、通産省。

○磯西説明員 ただいま主税局長から御答弁ございましたように、海外に進出するためには、やはり企業自体の力をつけざるを得ない。企業自体の力をつけるにはどうしたらよいかという問題につきましては、国内資源を開発してその収益をたく

わえなくちゃいけない、こういうことでございま

るところでございますが、その根拠はどこにありますか。根拠としてお立てになつたものは何で

しょうか。

○磯西説明員 百四十二万トンの供給の目標だ、こ

ういうことでございますが、その根拠はどこにありますか。根拠としてお立てになつたものは何で

しょうか。

○坂井委員 それは通産省内部で需給をいろいろとりまして、その需要に見合う数字を供給として充てたものでございます。

○磯西説明員 いずれにいたしましても海外依存率がきわめて大きくなつてくるということは事実のようであります。そういたしますと、国内資源の開発ということは、今後も銅の場合には十二万トンから十三、四、五万トンぐらいまで伸ばしていく。これによつてこの減耗控除制度の恩典、特典を受けて企業の体质、力をたくわえて、さら

そういうことですか。

○磯西説明員 ちょっと数字を間違えまして恐縮でございますが、国内は現在十二万トン、銅で生産しておりますが、その十二万トンを漸次ふやしていきたい、こういうふうに考えております。

○坂井委員 やしていきたいというのとは希望的な見通しではないかと私は思うのですけれども、国内資源の枯済ということは常々非常に言われておられます。どれくらい国内資源を開発していくことがあります。どれくらいの見通しを持っていらっしゃるか。

○磯西説明員 現在十二万トンでございますが、これを十三万トンないし十四、五万トンにしたい、こういうふうに考えております。

○坂井委員 十三万トンから十四、五万トンといふことでございますが、そいたしましたとさらに将来の目標といたしまして、たとえば昭和五十年ないし五十五年には国内、国外全体で、銅の場合どのぐらいの需要の目標をお立てになつていらっしゃいますか。

○磯西説明員 昭和五十年度における銅の需給の問題は先ほど申し上げたのでございますが、五十年度におきまして百四十二万トンの供給のうち、百十五万トンが海外からのあれでございまして、十三万トンが国内、十四万トンがスクラップ、こ

ういうふうな形に一応目標を立てております。

○坂井委員 百四十二万トンの供給の目標だ、こ

ういうことでございますが、その根拠はどこにありますか。根拠としてお立てになつたものは何で

しょうか。

○坂井委員 それは通産省内部で需給をいろいろ

とりまして、その需要に見合う数字を供給とし

て充てたものでございます。

○磯西説明員 それには通産省内部で需給をいろいろ

とりまして、その需要に見合う数字を供給とし

て充てたものでございます。

○坂井委員 いたしましても海外依存率がきわめて大きくなつてくるということは事実のようであります。そういたしますと、国内資源の開発ということは、今後も銅の場合には十二万トンから十三、四、五万トンぐらいまで伸ばしていく。これによつてこの減耗控除制度の恩典、特典を受けて企業の体质、力をたくわえて、さら

に海外に進出する力としたい、こういう御説明でありますけれども、これは私はおかしいと思う。

国内資源自体はいま十三、四万トンとおっしゃつておられますけれども、現実には非常に資源が掘り尽くされて、開発し尽くされて、もうすでに下限に来ておるのが現状ではないか。もつぱら業界にせん現状であります。こういう制度をそのままに置いておいて、それが国内資源の開発によって力を得て海外進出への足がかりとなるんだという、そういう趣旨でこの制度を存続さすということは私はきわめておかしい、そう判断するのですけれども、大蔵省、いかがでありますか。

○細見政府委員 資源の問題でございますので、絶えざる探鉱を続けておりましても、いま坂井委員の言われるようになかなか生産は伸びないかも知れません。しかし、資源のすべてを海外に依存するということがいかに危険であるかというの

は、今度の石油のようなときに端的にあらわれるのでありまして、国内における努力を続けていかなければならぬわけでありますし、いまお話を出

ておりませんでしたが、たとえば日本海の海溝においておきまして石油その他の多大の鉱産物があるといふこともいわれているわけでありますし、この場

合には日本の領海の中でございますから、もちろん減耗控除制度がそのまま働く、現地会社をつくらなければならぬといふようなものはございませんので。そういうこともございまして、資源の

問題はおっしゃるようになかなかむずかしい問題であり、多方面の展開が予想される問題でござりますので、そういうものを見通す意味においてこれを三年間延長したわけでございます。

○坂井委員 いたしまして、一方においては、従来の石油開発投資損失準備金制度、これを改組いたしまして、今回資源開発投資損失準備金制度に改める。この中には、いわゆるいま言うところの非鉄金属等が含まれる。したがって、海外

開発ということは、今後も銅の場合には十二万トンから十三、四、五万トンぐらいまで伸ばしていく。これによつてこの減耗控除制度の恩典、特典を受けて企業の体质、力をたくわえて、さら

発を進めていく方向をとるうということでこの制度が出てきたんだと、こう理解しているのですけれども、それでよろしくござりますか。

○細見政府委員 制度の一面はおっしゃるとおりでございますが、御承知のように、今回その制度を拡充するにあたりまして、いわば特別措置の整理の範囲内で特別措置を拡充するという、それがなってまいりました段階におきましては、やはり日本だけが輸出をしていけばいい、日本の輸出能力があればいいということだけでは足らないわけでありまして、相手方に物を輸入する能力を与え、また相手のその輸入能力というのは、相手の国の産業を開発して相手の国が富んでいく、富んだ過程で日本の物をどんどん輸入もできるようにしていく。いわば単なる輸出振興ではなくて、日本経済全体を国際経済の中にすんなりと位置づける。その中の推進力になるという意味で行なつたわけでございまして、資源を得るという意味におきましては御指摘のとおりでございますが、同時に、いまだ十分発展しておらない国の発展を助け、日本の新しい国際経済の役割りを果たしていくというもう一面があると思います。

○坂井委員 では、もう一回もとに戻りますが、この制度による減収が非常に大きいわけですね。鉱業所得の五〇%をまた免税にしておる。特に大手八社であります。私はこれははきわめて公平を欠いておると思う。税制の制度としてこれはどうも好ましくない制度はほかにもありますけれども、その中の一つの大きなガンだ、こう判断しているわけでありますけれども、公平さを欠いているという面については大蔵省も異論はなかろうと思うのですが、いかがですか。

○細見政府委員 特別措置でござりますので、それなりに、税の公平という観点だけから見れば問題があることは事実でございます。

○坂井委員 そこで、この税の公平という問題と、一方におきますところの海外資源の開発、こ

れども、それでよろしくござりますか。整理したものは御承知のように輸出振興の税制であつたわけで、われわれ日本の経済がここまで大きくなつてまいりました段階におきましては、やさしくなつてまいりました段階におきましては、やはり日本だけが輸出をしていけばいい、日本の輸出能力があればいいということだけでは足らないわけでありまして、相手方に物を輸入する能力を与え、また相手のその輸入能力というのは、相手の国の産業を開発して相手の国が富んでいく、富んだ過程で日本の物をどんどん輸入もできるようにしていく。いわば単なる輸出振興ではなくて、日本経済全体を国際経済の中にすんなりと位置づける。その中の推進力になるという意味で行なつたわけでございまして、資源を得るという意味におきましては御指摘のとおりでございますが、同時に、いまだ十分発展しておらない国の発展を助け、日本の新しい国際経済の役割りを果たしていくというもう一面があると思います。

○坂井委員 では、もう一回もとに戻りますが、

この制度による減収が非常に大きいわけですね。鉱業所得の五〇%をまた免税にしておる。特に大手八社であります。私はこれははきわめて公平を欠いておると思う。税制の制度としてこれはどうも好ましくない制度はほかにもありますけれども、その中の一つの大きなガンだ、こう判断しているわけでありますけれども、公平さを欠いているという面については大蔵省も異論はなかろうと思うのですが、いかがですか。

○細見政府委員 特別措置でござりますので、それなりに、税の公平という観点だけから見れば問題があることは事実でございます。

○坂井委員 そこで、この税の公平という問題と、一方におきますところの海外資源の開発、こ

るべきである、私はこう思ひますけれども、いかがですか。

○細見政府委員 おっしゃるようにいろいろの方策があらうかと思ひますが、特に日本の企業などを海外に資源を求めていきます場合におきまして、企業の自主的な判断で動いておるというのがいいのか、国家が非常に厚い補助金その他を出しておるという形が相手国に対する刺激を与えないのか、その辺につきましては非常にむずかしい問題があらうと思いますので、この問題の処理も含めまして、今後日本の海外資源開発の方式としてどういうものがいいかということにつきましては、絶えず検討を加えていかなければならぬ、かような問題かと思っております。

○坂井委員 まことにむずかしい御答弁を局長はなさる。こういう税制を、好ましくないものをいつまでも置いて、さらに検討を重ね重ねしていく

べき、三年が二年になり、そして一年になり、また三年が逆戻りして、これからあと一体どうなるのか。こういうものを置いておきますと、他の産業、企業から見ましても、きわめてこれは納得できない。そのことが国民意識の中で納税意識の低下につながつてくる。税の公平といふことは一番基本的なことであつて大事な問題だと、私が言ふ苦心に苦心を重ねた結果、三年間延長、こういう結論に立ち至つたわけなんです。もとより私は、これが税制の姿として好ましいというふうには考えていないのですが、資源開発という政策的要請の今日より大なるときはない、そういう際にこの特別措置をいらうというのが、いかにもこれがまとめていたのですが、資源開発という印象も与えるおそれはないか。それらを考えましてこのような措置をとりましたが、なお、こういう問題は一応三年というふうにしてありますけれども、資源政策全体の中においてよくまた見てまいりたい、か

なでもないことだと思います。常にそういうこと

をおっしゃつていながら大蔵省はいまのような苦心に苦心を重ねた結果、三年間延長、こういう

結論に立ち至つたわけなんです。もとより私は、これが税制の姿として好ましいというふうには考

えていないのですが、資源開発という政策的要請

の今日より大なるときはない、そういう際にこの

特別措置をいらうというのが、いかにもこれがま

とめていたのですが、資源開発という印象も与える

おそれはないか。それらを考えましてこのよう

な制度だと思います。常にそういうこと

をおっしゃつていながら大蔵省はいまのような

苦心に苦心を重ねた結果、三年間延長、こうい

う結論に立ち至つたわけなんです。もとより私は、

これが税制の姿として好ましいというふうには考

えていないのですが、資源開発という政策的要請

の今日より大なるときはない、そういう際にこの

特別措置をいらうというのが、いかにもこれがま

とめていたのですが、資源開発という印象も与える

おそれはないか。それらを考えましてこのよう

な制度だと思います。常にそういうこと

をおっしゃつていながら大蔵省はいまのような

苦心に苦心を重ねた結果、三年間延長、こうい

う結論に立ち至つたわけなんです。もとより私は、

これが税制の姿として好ましいというふうには考

えていないのですが、資源開発という政策的要請

の今日より大なるときはない、そういう際にこの

特別措置をいらうというのが、いかにもこれがま

とめていたのですが、資源開発という印象も与える

おそれはないか。それらを考えましてこのよう

な制度だと思います。常にそういうこと

をおっしゃつていながら大蔵省はいまのような

苦心に苦心を重ねた結果、三年間延長、こうい

う結論に立ち至つたわけなんです。もとより私は、

これが税制の姿として好ましいというふうには考

えていないのですが、資源開発という政策的要請

の今日より大なるときはない、そういう際にこの

特別措置をいらうというのが、いかにもこれがま

とめていたのですが、資源開発という印象も与える

おそれはないか。それらを考えましてこのよう

な制度だと思います。常にそういうこと

をおっしゃつていながら大蔵省はいまのような

苦心に苦心を重ねた結果、三年間延長、こうい

う結論に立ち至つたわけなんです。もとより私は、

これが税制の姿として好ましいというふうには考

えていないのですが、資源開発という政策的要請

の今日より大なるときはない、そういう際にこの

特別措置をいらうというのが、いかにもこれがま

とめていたのですが、資源開発という印象も与える

おそれはないか。それらを考えましてこのよう

な制度だと思います。常にそういうこと

をおっしゃつていながら大蔵省はいまのような

苦心に苦心を重ねた結果、三年間延長、こうい

う結論に立ち至つたわけなんです。もとより私は、

これが税制の姿として好ましいというふうには考

えていないのですが、資源開発という政策的要請

の今日より大なるときはない、そういう際にこの

特別措置をいらうというのが、いかにもこれがま

とめていたのですが、資源開発という印象も与える

おそれはないか。それらを考えましてこのよう

な制度だと思います。常にそういうこと

をおっしゃつていながら大蔵省はいまのような

苦心に苦心を重ねた結果、三年間延長、こうい

う結論に立ち至つたわけなんです。もとより私は、

これが税制の姿として好ましいというふうには考

えていないのですが、資源開発という政策的要請

の今日より大なるときはない、そういう際にこの

特別措置をいらうというのが、いかにもこれがま

とめていたのですが、資源開発という印象も与える

おそれはないか。それらを考えましてこのよう

な制度だと思います。常にそういうこと

をおっしゃつていながら大蔵省はいまのような

苦心に苦心を重ねた結果、三年間延長、こうい

う結論に立ち至つたわけなんです。もとより私は、

これが税制の姿として好ましいというふうには考

えていないのですが、資源開発という政策的要請

の今日より大なるときはない、そういう際にこの

特別措置をいらうというのが、いかにもこれがま

とめていたのですが、資源開発という印象も与える

おそれはないか。それらを考えましてこのよう

な制度だと思います。常にそういうこと

をおっしゃつていながら大蔵省はいまのような

苦心に苦心を重ねた結果、三年間延長、こうい

う結論に立ち至つたわけなんです。もとより私は、

これが税制の姿として好ましいというふうには考

えていないのですが、資源開発という政策的要請

の今日より大なるときはない、そういう際にこの

特別措置をいらうというのが、いかにもこれがま

とめていたのですが、資源開発という印象も与える

おそれはないか。それらを考えましてこのよう

な制度だと思います。常にそういうこと

をおっしゃつていながら大蔵省はいまのような

苦心に苦心を重ねた結果、三年間延長、こうい

う結論に立ち至つたわけなんです。もとより私は、

これが税制の姿として好ましいというふうには考

えていないのですが、資源開発という政策的要請

の今日より大なるときはない、そういう際にこの

特別措置をいらうというのが、いかにもこれがま

とめていたのですが、資源開発という印象も与える

おそれはないか。それらを考えましてこのよう

な制度だと思います。常にそういうこと

をおっしゃつていながら大蔵省はいまのような

苦心に苦心を重ねた結果、三年間延長、こうい

う結論に立ち至つたわけなんです。もとより私は、

これが税制の姿として好ましいというふうには考

えていないのですが、資源開発という政策的要請

の今日より大なるときはない、そういう際にこの

特別措置をいらうというのが、いかにもこれがま

とめていたのですが、資源開発という印象も与える

おそれはないか。それらを考えましてこのよう

な制度だと思います。常にそういうこと

をおっしゃつていながら大蔵省はいまのような

苦心に苦心を重ねた結果、三年間延長、こうい

う結論に立ち至つたわけなんです。もとより私は、

これが税制の姿として好ましいというふうには考

えていないのですが、資源開発という政策的要請

の今日より大なるときはない、そういう際にこの

特別措置をいらうというのが、いかにもこれがま

とめていたのですが、資源開発という印象も与える

おそれはないか。それらを考えましてこのよう

な制度だと思います。常にそういうこと

をおっしゃつていながら大蔵省はいまのような

苦心に苦心を重ねた結果、三年間延長、こうい

う結論に立ち至つたわけなんです。もとより私は、

これが税制の姿として好ましいというふうには考

えていないのですが、資源開発という政策的要請

の今日より大なるときはない、そういう際にこの

特別措置をいらうというのが、いかにもこれがま

とめていたのですが、資源開発という印象も与える

おそれはないか。それらを考えましてこのよう

な制度だと思います。常にそういうこと

をおっしゃつていながら大蔵省はいまのような

苦心に苦心を重ねた結果、三年間延長、こうい

う結論に立ち至つたわけなんです。もとより私は、

これが税制の姿として好ましいというふうには考

えていないのですが、資源開発という政策的要請

の今日より大なるときはない、そういう際にこの

特別措置をいらうというのが、いかにもこれがま

とめていたのですが、資源開発という印象も与える

おそれはないか。それらを考えましてこのよう

な制度だと思います。常にそういうこと

をおっしゃつていながら大蔵省はいまのような

苦心に苦心を重ねた結果、三年間延長、こうい

う結論に立ち至つたわけなんです。もとより私は、

これが税制の姿として好ましいというふうには考

えていないのですが、資源開発という政策的要請

の今日より大なるときはない、そういう際にこの

特別措置をいらうというのが、いかにもこれがま

とめていたのですが、資源開発という印象も与える

おそれはないか。それらを考えましてこのよう

な制度だと思います。常にそういうこと

をおっしゃつていながら大蔵省はいまのような

苦心に苦心を重ねた結果、三年間延長、こうい

う結論に立ち至つたわけなんです。もとより私は、

これが税制の姿として好ましいというふうには考

えていないのですが、資源開発という政策的要請

の今日より大なるときはない、そういう際にこの

特別措置をいらうというのが、いかにもこれがま

とめていたのですが、資源開発という印象も与える

おそれはないか。それらを考えましてこのよう

な制度だと思います。常にそういうこと

をおっしゃつていながら大蔵省はいまのような

苦心に苦心を重ねた結果、三年間延長、こうい

う結論に立ち至つたわけなんです。もとより私は、

これが税制の姿として好ましいというふうには考

えていないのですが、資源開発という政策的要請

の今日より大なるときはない、そういう際にこの

特別措置をいらうというのが、いかにもこれがま

とめていたのですが、資源開発という印象も与える

おそれはないか。それらを考えましてこのよう

な制度だと思います。常にそういうこと

をおっしゃつていながら大蔵省はいまのような

苦心に苦心を重ねた結果、三年間延長、こうい

う結論に立ち至つたわけなんです。もとより私は、

これが税制の姿として好ましいというふうには考

えていないのですが、資源開発という政策的要請

の今日より大なるときはない、そういう際にこの

特別措置をいらうというのが、いかにもこれがま

とめていたのですが、資源開発という印象も与える

おそれはないか。それらを考えましてこのよう

な制度だと思います。常にそういうこと

をおっしゃつていながら大蔵省はいまのような

苦心に苦心を重ねた結果、三年間延長、こうい

う結論に立ち至つたわけなんです。もとより私は、

これが税制の姿として好ましいというふうには考

えていないのですが、資源開発という政策的要請

の今日より大なるときはない、そういう際にこの

特別措置をいらうというのが、いかにもこれがま

とめていたのですが、資源開発という印象も与える

おそれはないか。それらを考えましてこのよう

な制度だと思います。常にそういうこと

をおっしゃつていながら大蔵省はいまのような

苦心に苦心を重ねた結果、三年間延長、こうい

う結論に立ち至つたわけなんです。もとより私は、

これが税制の姿として好ましいというふうには考

いましてこれは税制によらざるを得ないという結論でありましたが、なお資源政策全体として検討いたしまして、税制に匹敵するような有効な手段があるということになれば税制によるささえといふものは必要ないし、税制としてつきりする、こういうことなんでありまして、そういうことも全体としてよくにらんでまいりたい。税制はその一環として考えたい、こういうことを申し上げて

○坂井委員 もう一回重ねて聞いておきたいので
すけれども、この制度の適用は海外進出、海外に
おるわけでござります。

おいて探鉱あるいは開発をやる場合には税法上の適用は受けることになつておりますね。

先ほど通産省からのお答えがありましたように、現実問題として開発の段階に至ったものにつきましては、これは現地法人によらざるを得ない。そうしますと、探鉱はコストばかり出るわけでありますし、開発になって初めて利益が出てくるわけでありますので、そういう点からして現実に準備金を海外に使うか使わないかという点は企業の総合的な判断によっておる。ただ制度としては両方に適用できるわけでございます。

○細見政府委員 日本の自主開発の今後の方程式にございませんか。

もよりますし、いまお話を出ておりますように現地の会社でなければ、つまり外国の会社には資源開発を許可しないというような国に出ていく場合でございますと現在のようなあり方でございましょうし、それが大陸だなであるとかあるいは領海外であるとかいうようなことになりますれば、これもまた可能であるわけでありまして、その辺は今後的情勢の推移に応じまして判断する問題で

○坂井委員 だんだん時間が参ったようですから、終わりますが、私一点要望しておきたいことは、いわゆる資源開発という国策的な見地あるいは国際競争の上から、わが國も海外資源の開発に伍していくかなければならぬというきわめて重大な問題があろうと思います。そのことを認めるにはやぶさかではございません。しかしながら、海外資源の開発がより重要であるとするならば、やはり国際的な大資本に立ち向かうだけのばく大な投資がこの資源開発には必要である。いまのようなこういう制度を温存することによって海外資源の開発が促進されるんだとお考えであるならば大きな誤りであろう。これは少なくとも通産省においても考えていただきたい。将来において、五十年あるいは五十五年等の目標において非常に大きな資源を海外に依存しなければならないとするならば、これはいまいち早く大きな日本をもつて海外の資源開発に当たらなければならぬ。それは別途考へなければならないことであつて、この方法によつて促進されるんだ、そう考えておられるならば、これはたいへんな錯覚であろうと私は考へるわけであります。したがつて、結論的に申し上げますならば、こうした制度は税法上からも、税制の基本的な立場から考へましても好ましくないことでありますので早く改めなければならぬ。同時に、海外資源開発のためには他の政策手段あるいは助成手段によるべきだ。なおまた大きな立場からは、さらに海外資源開発のための別途の方法を講じてしかるべきではないか。同時に、いまの非鉄金属鉱山大手八社については他の一般企業の税金の半分までまけてもらえる。現実には出でられない分までもその所得の中から控除されるということをこのまま存続させていくといふことは、先ほども言いましたように他の企業から見ましても決して好ましいことではない。むしろ今回出されておりますところの資源開発投資損失準備金制度、この制度の適用によつて海外資源の開発に方向を向けていくべきである。ですから

そういう点を十分にひとつ御検討、判断いただきて、少なくとも三年、二年、一年の経過をたどつて、今回三年ということにつきましては私ははなはだ遺憾であります。が、早い機会において是正されよう。に強く要望いたしまして、質問を終わりたいと思います。

ましたことで詰まっておりません点がありますので、お伺いをいたしたいと思います。

この前の予算委員会の総括質問の際に、福田大

蔵大臣は、七〇年代においては国民所得に対する負担率というものが現在の一九・六台から二一・二%台ですか、二・三%ふえていくだろうという御答弁がございました。確かにこれから財政需要

「 いろいろの角度からふえるであります。ふえるであろうと思ひますけれども、私はそこに大蔵大臣とやや見解の違う点があるのです。財政需要にこたえる財源というのはすべて租税負担でいいかどうかという点についてはやや意見が違いますけれども、それは後段で議論をすることにいたしまして、いまの国民所得の伸び率でまいりますと、大蔵大臣はこの前から大体一〇〇%程度といふことが望ましい、こういうお話をなつてているようであります。事務当局によると、いまの一〇〇%程度ということで、七〇年代でありますから、いまは七年でありますが、そう先でもあれでしようから七五年にしますようが、七五年的国民所得は一体幾らになつて、

その時点で――いや計算はいまの一〇%で計算してもいいのですが、その時点で、もしかりに二一、二%のうちの二%といつたら相当な金額になると思うので、それをいますぐ答えられなければ計算をしてから答えていただいてつけこうですが、実は相当大きな金額になるわけあります。

今度もう一つ伺いたいのは、何に求めるのかと
いうことです。要するにこれから税金の負担が
ふえるということは、いまのままでいけば、実は
減税もあるからでありますけれども、国民所得の

伸びが一応ありますから、その国民所得の伸びだけは毎年ふえるわけですね、自然増収といふかつこうで。その上にまだふやすわけですから、二%、三%。そのふやすというのは、これはやはり新税によつてふやす以外にはふえないのじやないか、増税になるのじやないかと思うのです。その点は大臣いかがでしよう。

○福田国務大臣 結局増税になるのです、それだけは。つまり国民に対する負担率が今日一九・三%，これが二一・ぐらいになる、こういうことになりますればそれだけ国民負担は実質的にふえいく、こういうことになる。そういう意味においで国民負担がふえる、こういうことです。たゞそのふえ方が増税によつてふえるのか、あるいは自然増収によつてふえるのか。これはいま累進税率をとつておりますから特にそうですが、所得がふえますれば自然に税収はふえていく、そういう形もあり得ると思います。

○堀委員 そこで大臣、そういういまお話しの一、三%、ふえるということだが、自然増収のままでふえるというのならこれはあまり問題のないことだと私は思うのです。それは減税をしないということになるとなるのではないか。減税をすればそこまで負担率が上がらないけれども、減税をしないでいきますから負担率が上がる、こういうことになると思いますから、問題は二つあると思うのです。今後は、この間から御答弁を聞いておりますが、しかし小規模でも減税はしたいんだというお話があるのです。ですから、減税をするということといまの考えとはやや相反することになる、そういう問題が一つと、そうじやなくて、この間から少し議論になっております、適当な時期に付加価値税を設けたいということになると、これは要するに直間比率を変えるという意味、要するに付加価値税ができるだけ増収になるならばそれだけ所得税は減らしていくことになると、これは要するに財政的に見るとニュートラルに取り扱うことになるのか、もしかりに付加価値税が導入されたとすればそれがいまの一、三%増税になる分に役立つように考えて

○堀委員 間接税を考えますときには、大臣、やはり財源といいますか、必要財源からきめてかかるないと、私はちょっと間接税という体系は少し無理になるのじやないかと思うのですね。それは試行錯誤でこうやってくればいいわけですかとも、やはりどこかにめどを置かないと、ある一つの制度そのものが多少変更される場合には、その点少しむずかしいのじやないかという気がするのです。

これはここまでにいたしまして、もう一つ、参議院の議論の中で大蔵大臣がおっしゃつておる中に、しかし付加価値税というものは物価が安定してこないとやれない、こういうふうな御答弁があったようですが、これは私もそういうことだらうと思うのですが、事実はそうでございましょうか。

○堀委員 そのとおりです。

○堀委員 そこで、この間当委員会で総理は、物価の安定というのには三・五%くらいになれば下限だろう。要するに、三・五%くらいになれば、まあこのくらいはやむを得ないので、こういうことを初めておっしゃつたわけあります。が、そうすると、いまの物価が安定をして付加価値税がやれるというは大体三・五%程度のところにならないと無理だ、こうしたことになりますから。

○福田国務大臣 それは私は、そういう物価上昇率というある一年度の上昇率、そういうものをどちらべきじやない、こういうふうに考えます。問題は傾向だ。四%でも、かりにずっと先はさらに下がる傾向を持つてきた。こういうことです。その辺が問題なんであって、ある時点が三・五%だから、さあ何をしていいというのではなくて、その三・五%が内在する勢い、これを評価してやるべきじやないか、そんなふうにいま考えます。経済社会発展計画では昭和五十年には三%台を実現したい、こういうことをいつておりますが、まあその辺になればけつこうなんですが、しかし三%台、それが勢いとしてどういうものを作りたい、こういうことをいつております。

かねだろう、こういうふうに考えております。

○堀委員 そうすると、いまの御答弁からすると、三%台とか四%台とかということよりも、傾向値として先が下がるのだという傾向値になればいいのだ、こういうお話を受け取れるのですが、私はどうも世界的な諸情勢——この間だいぶ総理も、この物価問題は国内だけの問題ではない、世界情勢に關係があるとおっしゃつておりますが、これは私も確かにあると思うのです。あると思うのですけれども、世界的にどうもインフレがビルトインされつある傾向が非常に顕著になつておる今日、私は、いまおっしゃるように単年度的には確かに昨年度が七・七で、今度が六・七になるかかりませんが、六・七になる。そうするとやや下降傾向だ、こうなると思うのですけれども、下降傾向といえどもやはり五%以上にこえておるような状態での下降傾向なんというのは、これは問題にならぬのであります。やはりそういうあの程度絶対値と傾向というものが重合つきませんと、これはなかなか、いまのような付加価値税が行なえる条件とは見にくくと私は思うのです。ですから、その点はやはり少なくとも四%から三%台ということになつて、それは三・五%にならなければいかぬという問題ではありませんけれども、そうしてその先が下がるというなら話はわからない。それをやればまたすぐはね上がる、こうなりますけれども、下がり方がきわめてゆるくてもわかるのですが、いまの高いところからちょっと下がつてくるということだけではちょっと適切でない。それをやればまたすぐはね上がる、こうな

ると思ひますので、その点のかね合いかから見ると、やはり四%以下というくらいのことでなければいかぬのじやないかと思いますが、その点はいかがですか。

○堀委員 まあ勘としてはそんなところでしょうね。

○堀委員 そこら辺ひとつ少しほきりしておきませんと、物価が五%から四・八になつた。これはもうそろそろチャンスだなんということになりますと、これはたいへん問題が起りますので、ま

あ勘としてでもけつこうなんです。大蔵大臣として大体の目安を四%から以下に下がるという方向でものを考へると、これはいまの全体の傾向からしてそこらが一つのめどにならうと思うのですから、それはけつこうです。

そこで、その問題は一応ここまでにいたしまして、私はもうこの前から大臣とも少し議論をいたしております。それでありますけれども、これからは世の会員の充実という問題が当代の者の税だけでまかなわれなければならないかどうか。要するに社会資本の効用というのをきわめて長期にわたるものでありますから、たとえばこれは一つ非常に興味のある点だと思いますけれども、現在道路をつくるときにはかなり国が補助をしたりいろいろやっておりますね。ところが地下鉄の穴を掘るとき、今日になると私は、地下鉄で穴を掘るのも、それから上に高架の道路をつくるのも、上と下との相違はありますけれども、この穴を掘つていてどうの道じやないかと思うのです。だから地下鉄の穴掘りというのを道と同じ考え方で発想を行なうことは見にくくと私は思うのです。で

あ勘としてでもけつこうなんです。大蔵大臣として大体の目安を四%から以下に下がるという方向でものを考へると、これはいまの全体の傾向からしてそこらが一つのめどにならうと思うのですから、それはけつこうです。

○堀委員 そういう議論もあるのです。つまり大きな一つの事業をやる。それは未だまでの効用があるのだ。だからこれは末代までの人がみんなしてこの費用を負担したらいじやないか。こういう議論がある。ところが、それは地方団体には非常によく当てはまると思うんです。ある村が、ある町が小学校を建てます。小学校を建てるなんていのは三十年、四十年あるいは五十年に一回のことなんです。そういうものは一回限りのことでありまして、それに匹敵するような大きな社会開発事業がその村や町にあるわけじやないのですから、これは私は後代までの人があんなぞれをしようという考え方が成り立つと思うんですが、しかし国はそんな簡単なものじやない。国は

全国をにらんでいるわけです。地下鉄の話が出ましたが、地下鉄を東京にどんどんとやさなければなりません、かと思うと大阪にもとやさなければならぬ、神戸にも問題がある、こういうよくなことがありますから、地下鉄はかりじやない。さあ高

速道路をつくらなければならぬ。いろいろな問題がある。さあまた、そういう交通ばかりでなく

で、全国的にそういう問題が起こつてくるわけ

です。しかもそれは地下鉄ばかりじやない。さあ高

速道路をつくらなければならぬ。いろいろな問題

がある。さあまた、そういう交通ばかりでなく

て、公害の問題あるいは上水道だ、下水道だ、

そういうものも整備しなければならぬ。これは無限にそういうあれがあるので、そういう際でありますから、かりに三十年後の子孫のことを考え

てみると、三十年後においてもまだわれわれが完

成し得ないものがたくさんまた新しく出てくるで

すけれども、やはり私は時系列的に見た分配です

ね、こういう問題をどうしても考へなければならぬところにもう来ておるのじやないか、こう思う

んですけれども、大臣その点はいかがでしようか。

○堀委員 それは、現在の地点における水平とか垂直の議論であります。

○堀委員 これはもう考え方と同じであるべきじやないと思います。それが一つ。

それから、やはりこれは国会で予算委員会なん

かを通じましてずいぶんいろいろ御意見がある。きのうあたりも佐々木日銀総裁が参議院予算委員会に、これは参考人として出頭いたしまして聞かれたことは、日本銀行は今日の物価上昇をつくり上げた元凶ではないか、なぜ国債をあんなに引き受けたのだ、こういうようなことです。そういう方面の何というか通貨対策、物価対策との関連の問題もあります。ですから、私はいま七年ものなみでいう國債、これは期限とすると少し短過ぎる、こういうふうに思いますが、まあいかなる時期においても長期国債によって仕事をすべし、こういう議論は私は非常に安易な議論である、こういうふうに思うのです。ただ、景気が非常に鎮静化している、財政によって需要喚起機能といふもの、これを發揮させなければならぬ、そういう際に、さあ税による財源がないからそんなことはできません、これはいかぬと思うのです。私はそういう際には、思い切って長期国債、国債でいいと思います。思いますが、常日ごろの、何というか、財政に立ち向かう態度といいたしまして、國債の累積がきてもかまわぬというのは少し安易な考え方過ぎるのじやないか、そういうふうに思いました。

おることは、要するに、たとえば鉄の使用量の問題を取り上げましても、大体国民一人当たり五百キログラムですか、くらいになると、年間消費量がそこへくると、大体少々カープになる、こういわれているわけですね。何によるかといえば、結局すでにいろいろな都市がかなり完備してきて、再投資というものが当然あるにしても、それはだんだん減ってこなければならぬ。

私は、道路の問題一つを取り上げましても、いまのようななかつこうの政策がそのままに放置されてしまうべきで、どういうことになるかといいますと、幾ら道路をつくっても私は実は追つかないと思うのですよ。だからそこには政策の転換が当然必要になつてくる。この前もある大学の先生から聞いたのですけれども、ニューヨークの都市学の皆さんのがいろいろ検討して、ニューヨークで一体どれだけの道路面積ができるか、ニューヨークの自動車事情というものが問題がなくなるかといったら、ニューヨークの八〇%くらいを道路にしたら問題はなくなるというのですが、それじゃ道路ばかりになつてニューヨークはなくなつてしまふ。そういうようなことが今後、いまの発想のままで残つてくるのぢやないか。やはり全体としての効率化の問題というのを財政の上でも考えなければなりませんから、いま大臣がおっしゃるようにな、そなう無限に私は社会資本の投資が続くとも思つていないので。やはり下水道なら下水道がある程度完備すれば、その先はやはり非常にスローラーになる。

ですから、地方自治体の問題を例に引いてたいへん恐縮ですけれども、たとえばいま私が住んでおります尼崎という町では、いま人口がどんどんふえるために非常に投資財源を必要とするわけですね。しかしその人口というのは、ある一定の面積に一ぱいになる時期というのは必ずあるわけですね。ちょうど私どもの周辺では芦屋市というのがすでに一ぱいになつているわけですね。人口はふえない。しかしまし少しづつふえているのはどうしてかというと、高層化によつてふえているの

です。使用できる面積は全部人間が住んでおるとなると、そこにおける、市における社会投資といふのは大体それで満度になつてくる。こうなつてくるわけですから、そういう意味では、現在日本の成長問題というようなものも、ある段階までになつてくれば、いろいろな社会資本というものが、その範囲に見合つたかつこうで安定してくる時期は必ず来る。いま大臣がおっしゃるようには無限にそういうものがあえてくるとは私は思わないのです。

そうすると、いまの成長が非常に高い時期、この非常に成長が高い時期に——私は七〇年代一〇%、大臣もおっしゃっていますけれども、七〇年代一〇%ではとてもいけないと思う。先はだんだんスローになるにつれて、要するにいまのその他の問題もスローにならざるを得ないという時期が来るわけですから、そのときに、いまうんと成長している、要するにその成長している時期の者だけが負担するということじやなくして、前後の関係の問題として考えるということだが、いまおっしゃった国と地方とは違うという点の説明では、必ずしも私は論理的でないという感じがいたします。第一点。

第二点は、渡辺さんが参議院でおっしゃったことも、日銀引き受け国債になつているところに問題があるわけでございまして、これはもう私も全く同感なんです。日本銀行が一年たつたら国債を引き受けるという発想は、これは一年前も、昨年の予算委員会で佐藤経企庁長官の発言を引いて議論したわけですが、佐藤さんがここにいらっしゃる坊先生がやつていらっしゃる財経詳報に、経済企画庁長官になつてさつそく記者対談をしておられるわけで、日銀引き受け国債準になるべきだと言われる点は私も同感なんですが、金利がもし国民の納得して買える金利になつておれば国民が買うのであって、長期国債というものが

は本来やはり國民が買うべきではないか、買える
ような金利にすべきだ、こう私は考へておるわけ
です。そうすれば、いまおっしゃるような通貨対
策上の問題というようなものはなくなるわけで、
國民の貯蓄で國債が買われる、こうなつてくると
思ひますね。國民の貯蓄で國債を國民が多数に
持つてきたときに、その次の状態がどういうこと
になるかというと、今度は國民が、しかしそうだ
からといって長期國債をじつと持つておられない
と思います。必要があれば売りたいと思います。
そこで売り買いの行なわれることが、新しい一つ
の國債の市場というものが日本にできる道になつ
てくるのじやないだらうか。そのことは、いま電
電債、御承知のように非常に広い範囲に持つてお
りますから、日本の債券の中ではんとうにオープ
ンマーケットを持つておるのは電電債だけです。
そうすれば國債が國民に適正に買われるわけ
で——めちやくちやに発行しろということを言つ
ておるわけではありません。適正な限度が必要で
あります。少しそういうものをも併用しながら
問題の処理をしていくことが、私は今後の財政需
要を考える場合に、これは今日の世代の國民の理
解、納得を得ることになるのじやないだらうか、
こういふふうに思つておるわけです。
ですからそのことは、いま申し上げたような金
融サイドの問題として、マーケットオペレーショ
ンの中から日本銀行がそれを買つたり売つたりす
るといふなら、これは私は非常にフェアな問題だ
と思うのですが、いまのような相対のかつこうで
都市銀行から國債を引き取つておるといふかつこ
うというのは、これは私は金融政策上必ずしも
フェアな道とは思つていいわけであります。で
すからそういう意味では、後段でおっしゃつた國
債の引き受けの形が物価、通貨問題にかかわると
いう問題は國債の金利のきめ方によつてくるの
であつて、それは單純に現在のよつたシングルケ
ートに押しつけるよつた國債の発行のあり方、そつ
いう発想に立つ限り、これは大臣問題があると
思うのですね。やはり國民が喜んで買う國債を發

行するという前提に立つならば、私はいまの物価、通貨対策の問題は解消できるのだ、こうなると思うのですが、二点とも私、大臣とたいへん考えが違うのですが、私の考え方と大臣の考え方の中には、どこに問題があるのか、ちょっともう一べんお答えをいただきたいと思います。

○福田国務大臣 まず第一点、後世の国民にも負担せしむべしという議論、これは私はさつき町村の例を引きましたが、ああいう際にはそういう議論が立つと思うのです。しかし、国はもう無限な社会資本の充実という問題に当面をいたしておるわけです。もう三十年後の世代が何も社会資本の充実をしないでいい、そういう世の中であるかといふと、決してそうは考えません。そのときはまたそのときで、新しい需要というものが山積している、こういうふうに思うのです。だから私はそ

にもかかわらず、私は公債の発行をちつともぎくしゃくはしておらぬ。おらぬのはそういう議論からじやないのです。経済の成長は波を打ち、その底の時期におきまして財政需要というものが、これが必要になつてくる。その際に租税にその財源を求めるか、こういふと、私はこれはなかなか困難だ、政策に逆行しますから。そういう際には公債を出して、そうして需要を喚起する、こういうふうに思うのです。堀さんのような考え方でやりますと、金利は幾らでも上げましよう、これがどういう影響があるか、日本全体の金利が上がっちゃう。それで非常に負担の重い国になつちゃうのです。そんなことは簡単にはできない。できませんが、しかし有事の際には、財政がどうしても出動しなければならぬという際において、他に財源をどこに求めるかといふ際において公債によらざるを得ないという場合、これは私は何の心配もなしに公債発行に踏み切つてもいい、こういうふうに考えるわけなんです。ですから、堀さんの御所見を伺つておりますとちょっと安易な考え方——いま恩給の経費がずいぶんかさんできた、これが硬直化の原因をなしておる、こういいますが、国債

を安易な気持ちで発行する、しかも堀理論によると相当の高金利をもつてこれに報いる、こういうようなお考えですが、そういう考え方を進めていたら財政というものはたいへんな硬直状態になつちやつて動きがつかないようにならなければなりません。その点を心配しているのです。ただ、私は恐怖症じやありませんからその点はひとつ……。

○堀委員 そうすると大臣の国債論というのは、

要するに景気調整手段としての国債、こういうことですね。ですから、もし景気調整手段としての國債ということなら長期にする必要ないですね。

七年でもいいですね、そうなると今度は、議論としては、要するに短期的な処理ですから、景気調整手段というものはきわめて短期的な処理ですか

ば、大臣の発想からいえば早く償還したほうが多いということになると思うのですよ。ところがその点は、大臣もやはり七年は短過ぎるから十年、こ

うおっしゃっているわけですね。ですから私は、やはり国債というものの効用は、単に景気調整政策の手段として国債があるとは実は考えていないのですよ。国債がここへ導入されてきたときの議論

は、そもそも公共投資に充てたいということが御承知のようないい問題提起になつてゐるわけですね。これは福田さんのときに踏み切つておやりになつたのですから、ですから私は、やうに見合ひものであつて、決して不健全なもの

が別ですね。いまのは赤字公債ですから、これはもうやらないということになつてゐるわけですか

長期国債をどんどん出せ、こういうことを言つてゐるわけじゃないのですが、少なくとも国民の所得の負担能力に応じてある程度の長期国債を出し、それを後代に均てんすることは、公共投資に使つたから少しおかしくない、大藏大臣が国債を発行してこれらたときの経緯と今日の発想がたいへん変わつておるような気がいたのですが、変わつたのでしようか、やはり同じなんでしょうか。そこはどうなんでしょう。

○福田国務大臣 その辺は私が一番よく知つてい

るのですが、私が公債政策導入とすることにふん切りをつけたのですから。つけたゆえんのものは何だといえば、あの四年、四十一年にわたつての大不況だ。このときは財政が景気浮揚の役割りを演じなければならぬ。しかし、減税はできると言つても増税ができますか、そういう状態の景気情勢です。ですから国債を発行しましよう。しかしこれが乱に流れはいかぬぞ。そこで歯どめといふわけで、あなた方からもずいぶんうるさく言われた。歯どめは何だといふか、それは建設投資に見合ひものであつて、決して不健全なもの

ではありません。また日本銀行にこれを抱かせるものじやありません、一般にこれを消化する、こういうたてまえあります。こういう二つの歯どめを踏みままでその景気調整公債というものを出したわけなんです。結果においては、そういう歯

でたてたまえとおっしゃつた、一般に国民が消化をして日本銀行に抱かせないというたてまえは完了しましたけれども、主として金融機関に抱かせ

て、日本銀行に抱かせる、こういうことに結果となつてしまつた。確かに最近少しは一般消化もふえていますけれども、中でたてたまえとおっしゃつた、

ましようからわかりませんが、その次の四十七年には、たとえ四千三百億が減らせるとしても、この前のところでダブルになるわけです。大体八千億くらいになるんですかね。その程度のものを四十七年には国債として発行していかなければならぬことになります。どうもそこら、大臣が国債を使つたから少しおかしくない、大藏大臣が国債を発行してこれらたときの経緯と今

の長期国債をどんとこころがしていくわけですか

うことでございましょう。ちょっとと理財局がいろいろなことをございましょう。ちょうどいんだけれども、そうしたら一体これで、それを後代に均てんすることは、公共投資に使つたから少しおかしくない、大藏大臣が国債を発行してこれらたときの経緯と今

の長期国債をどんとこころがしていくわけですか

うことです。たとえ四千三百億が減らせるとしても、この前のところでダブルになるわけです。大体八千億くらいになるんですかね。その程度のものを四十七年には国債として発行していかなければならぬことになります。どうもそこら、大臣が国債を使つたから少しおかしくない、大藏大臣が国債を発行してこれらたときの経緯と今

分二乗方式を税制調査会にはかりたい、こういうようにおっしゃったように報道が伝えておりますが、それは事実でございましょうか。

○**福田国務大臣** 一部報道が伝えておるようになります。私は二分二乗方式を非常に熱心に唱道される人がありましたが、また税制調査会にもおはかり願いたい、こういう要請もありましたので、税制調査会にはこれを付議します。しかしこれが実行はなかなか容易なものじやありませんよ、こういうことを付言してお答えをいたしておるわけです。ですからこれを活字にし新聞に出しますと、前のほうをとりますとばかり積極的なようにならへくし、またあとの方のほうを見ますと消極的のようにも見えます。ですから、新聞を見ましたけれども、両様の取り上げ方をしておりま

○堀委員 そこで、これは幾つかここに問題点があるわけでありますが、この間東畠調査会長は、二分二乗方式というのを導入すると高額所得者が非常にフェエーバーを受けるんじゃないかということで、ちょっととこれは問題がありますという御意見がありました。しかし主税局長、私は東畠先生もまだあまり御研究になつてないからだと思うのですが、アメリカの二分二乗でも、独身者に対する税率とその他二分二乗適用税率には、税率に差があるわけですから、私はその問題は税率の建て方いからによるのではないかのか。二分二乗にするときにいまの税率をそのまま持っていく必要はないわけですから、二分二乗にすれば税率のカーブのかき方によつて、高額所得者に——もちろん高額所得者というのは二分二乗でフェエーバーを受けるわけですが、その受け方が上のほうに片寄つて下に少ないということになしに税率をかくことは、技術的に不可能ではないし、独身者と、配偶者のある場合、配偶者が働いておる場合の、要するに個々における所得者層の場合、これらはいづれも税率カーブを補正することによって、われわれの期待するような、所得階層の低いところへの減税効果を期待するということは必ずしも不可

○細見政府委員 税率問題でござりますから、現状の負担をどういろいろ持つて行くか。その場合、結婚した夫婦者と独身者との間にどういふふうに持つていくかということは、技術的に研究すれば実現不可能なことではなくて、現にアメリカなどはあるいはその他の国におきましても、たとえば独身者の税率は夫婦合算で課税した場合の税率の二割負担増にとどめるというような方法があるわけであります。ただしかしその場合に、日本における非常にめんどうな問題としまして、そういうような税率で、共がせきのような場合の人につきましても、奥さんに別途の所得があるというような場合に、源泉徴収で大部分の納税者がカバーされておる日本の状態でござりますので、アメリカなどのようく源泉徴収を受けているも申告書を出すのがたてまえだというところまでいつておりますとその調整というのは比較的楽なんですが、日本の場合はむしろ大部分の方は迷惑だ。国としては御迷惑をかけておるわけですが、源泉徴収で終わつておる納稅関係、その辺の調整が外国にないめんどうな問題の一つと、それから昨日も大臣のお伴で行つておったとき、参議院いろいろ議論が出たんですが、夫婦ともに健在な家庭はむしろ望ましい家庭であつて、幸福な家庭であつて、扶養家族をかかえて、子供さんをかかえて奥さんをなくした家庭、あるいはまた未亡人でだんなさんをなくした家庭、しかも子供がある場合、ない場合、それぞれ負担といふのはむしろ税率の上で優遇してほしい階層が、こういう形をやりますと独身者になつて、その辺をどういふうに考えるか。アメリカなどのように世帯主控除とかあるいは世帯控除という概念を取り入れてくるのか。その辺はかなりまだ日本独特の問題ですが、解決しなければならぬ独特の問題があるのじやないか、かようにも思ひます。

論だろうと思うのです。ですから技術的な問題はやり方によって解決ができる。そうなりますと、さつき大臣が、直接税、特に所得税をひとつ減税していくたい、こうおつしやつておるわけですね。所得税を減税していくとすれば、残つておるのは基礎控除を上げるとか、配偶者控除をふやすとか、扶養者控除をやすとかいう、控除を引き上げるということがまず第一にありますね。その次には税率の緩和という問題がこうあると思うのです。私ども二分二乗方式の問題というのは必ずいぶん長き歴史を含めてここで議論をしてきおるんですけど、だんだんといろいろな控除額の変化がある程度導入されることが必要になってくるんじゃないのか、こういう感じがいたしておるわけですね。ですからそういう意味では私は、税制調査会にせつからず問題をしていただく以上、ひとつ大蔵事務局としてもその問題にこたえ得る事務的な作業、要するにこういういまのいろいろなネットワークの問題は確かに、未亡人の場合、あるいは奥さんをなくした独身の男の方の場合、これは奥さんがいる以上に多くの負担がくるのは間違いありませんから、それはまたそれなりに、税率だけの問題ではなくして、何らかの控除を考えれば調整ができる問題だと思いますね。そこら辺はおおむね私は技術論の問題じゃないか、こう思ひうので、技術的な問題を十分詰めて、ひとつ税制調査会が審議ができるよう、同じことならやつてもらいたい。

いま大臣がおつしやる消極的な問題といふのは、私は財源のほうだろうと思うのですよ。実は手段の一つとして、大臣さつき、所得税の減税はしたいんだ、それが直間比率の間接税は少しふや

○堀委員 おっしゃっておるならば、これまでの単なる控除を引き上げるという発想だけではなくて、こういう質的変化もこれは当然取り上げて、ある段階で財源上の処理ができるならばそこへ移行できるような準備を整えておく必要があるのではないか。だから私は、前段の諸問題はけつこうですが、後段の消極的とおっしゃる意味は、私がいま言うようなら、財源的に解決のできない間にやることはできないと思いますから、その点はこれは財政としてやむを得ませんから、財源的なめどがついたらやれる体制をつくっておく。そういう作業をしておくといふことは、当面税調査会としての重要な課題となることだし、大蔵省の事務当局としても十分させえて、事務的なまちよと提起した問題を、こういう手段によればこうなりますといふように、やはりアメリカだって西ドイツだってフランスだって、二分二乗にしてそれなりの配慮をいろいろな角度でおるわけですから、そういうもの参考にしてやっておく必要がある。こう思いますけれども、大臣いかがですか。

○福田国務大臣 これはお話しのように減税になるととも限らないんです。要はこれは税率のきめ方なんですから、税率を高いところにすれば何も税収が減るんだという結論にはならないわけだと思いますから、それは仕組みの問題だと思います。ただ問題がありますのは、どうせこれは累進課税——二分二乗でも累進課税です。そうすると高額の人ほどうしても今までの割合よりは漸くなれる、軽減される、こういう結果になる。その辺が一体調整できるかできないかというところだらうと思うのです。とにかく諸問題をいたす以上は、税局長にも材料を整えてもらつて納得のいくようにないたしたい、こういうふうに思います。よく検討することにいたします。

に、税率を考えたら減税にならぬといふんなら何にも二分二乗にする必要はないんでして、そこを大臣割り切つておいてもわぬと困りますよ。二分二乗方式を導入するということは減税なんだ割り切つておいてもらわないと、何もそんなことならば手数をかけて税制をひっくり返すことはないんですから。その点は確認をしておきますが、これはひとつ二分二乗方式は減税の手段だと認識する、もし減税にならないんならする必要はないんだ、こういうふうに確認をさせてもらいたいんですがね。

人の立場で妻の座を尊重せよ、こういうことになります。そういうたてまえ論から出ているのじやないかというと考え方を私はしているのです。
○堀委員 参議院の予算委員会の二分二乗はたてまえ論がもしません。私どもがここで主張してきたのは実はたてまえ論じやないのです。これは質的な減税の一つの新しい手段だと考えているわけです。たてまえ論ということになりますと、これはなかなかむずかしい問題がいろいろあるわけです。特にアメリカにおける二分二乗と、フランス、西ドイツにおける二分二乗は、財産制の問題では必ずしも共通してはなきのです。アメリカは

○堀委員 それではけつこうです。いまの二分乗はそういうことで税制調査会で議論をしていたが、だくことになると思うのですが、それでは、大臣にちよつと伺いたいのは、さつきお話しの所得税をずっと減税したいんだということの手段は、これからは基礎控除をただ引き上げるだけだということになるわけでしょうか。

○福田国務大臣 所得税につきましては基礎控除の引き上げという問題もあります。また税率の調整という問題もある。それからいまお話しのよくな質的な改革ということを考える必要があるかどうか、こういう問題もある。材原がよくしゃべり

れども、しかし財政効果としては上のほうに個々の額には作用する。ただそれが、財源全体で見ると高額所得者の数が少ないですから、ピラミッド型になっていますから、実際には効果は下のほうに及んで上には効果はないけれども、私どもから目線があれば、基礎控除方式といふものにはやむを得ない感があるような感じがする。ですからそこの問題点は、さつきの二分三乗においても基礎控除においても、いまの減税のシステムはおおむね高額所得者に非常に有利になつて、低額所得者は税率が低いだけ比率が低い、こういうことになつてているだけです。こういう問題からつけて少しだけ

○堀委員 ようにしたいものだな、これはもう大蔵大臣として当然そういうことです。しかし財源の問題なんだ、こういうことを言いますから、理論からいえばそういうないので、これは税率のきめ方によつては減税にもなりますし増税にもなります。これは御理解願えると思うのです。しかし気持ちは、何もわざわざ制度を変えて、これをみんなにだれ一人残らず増税になります、こういうようなことはいたしません。

○堀委員 どうもそこがちょっとおかしいと思うのですね。私が大蔵省の立場に立って、財源がで

共有財産という発想から二分二乗ができるておる、こういつてゐますが、よそは必ずしも共有財産になつてゐるわけでも何でもないわけあります。ですから、私どもはその問題を離れてかねて主張をしてきておるわけです。あわせて、そのことが結果として妻の座を高めることになるということであつて、妻の座を高めることが目的で、そういうたてまえのために二分二乗にしたけれども減税にならないという議論なら、それは私は論理がさか立ちしておると思うのですね。私は、妻の座の問題というのは萩原さんが当選なさる前から長年

○堀委員 質的問題の中で特に私がもう一つだけ触れておきたいのは、塩崎さんが主税局長時代、私はかねてだいぶ議論をしたことがあるのですが、要するにいろいろな控除をいたしますと上積み、レーズの高いものほど実はたくさん減税が起こるという実態があるわけです。おわかりになりますね。いまの控除システムといふものは、下でともかく十万円控除をすれば、一〇%の税率のこところはその十万円の控除によつてはね返るのは一〇%ばかりいろいろなことが考えられるのじやないかといふうに思います。

○細見政府委員 もらいたいと思うのですが、いかがでしようか。
○堀委員 この問題は確かにそういう御論
論もありまして、税制調査会でも議論をされておられるのであります。私も不敏にして、その後勉強してみまして、いたずらに制度を複雑にするだけであつて、世界の国どこにもやつておりますんじで、これは少しうずかしいんじゃないかというふうな感触にいまなつております。

きなければ無理があるだろう、こう言つていたら、大蔵大臣は財源は関係ないんだ、こうおっしゃるんですからね。それならわれわれたいへんけつこうなんですがね。しかしそこらはもうちょっと筋道を立てて答弁しておいていただきませんと、何の議論をしているのかさっぱりわからなくなります。その点はつきりしていただきたいと思うのですがね。一体それじゃ、もしかりに二分三乗が採用できるというときには、やはりある程度の財源があるといふのが前提じゃないのですか。財源がなくてもやれるということでしょうか。

にわたってやっているわけですし、その点については私のほうがかなり専門的に税をやってきていたわけですが、そこは大臣、参議院の議論はそれでいいですけれども、衆議院の議論では、二分乗というものは単に妻の座を高めるということがたてまえになつていらないということはひとつ認識をしておいていただきたいと思うのです。これは減税の質的な変更としての一つの新しい手段だ、こう考えておりますので、衆議院においてはひとつそういうふうに確認をしておいていただきたいと思います。ちょっとと答えてください。

しかない。また税率が六〇%のところは六〇%はね返るわけですね。なるほどその人の所得から見ればたいしたことはありませんけれども、基礎控除方式でいくと減税効果は常に上の人が有利に受け取るということにまぎらわしいのですね。

そこで、これはどこかで少し補正していく必要があるのじやないかということで消去税率問題というのを議論をしたことがあるのです。これは消去法税率といいまして、たとえば、かりに五百万円までは現行税率でいく。そこからはあまりきかないようにするということです、いまの下で十万

るわけですね。だから二分二乗を今後議論するとなれば、どうしても消去税率という形を税率構造の中にいる程度入れていかなければ、この問題は、二分二乗でも高額所得者を有利にするだけになってしまふ。だからどうしてもこれは今後の税制の問題として、基礎控除システムで上げようと二分二乗にしようと、どこかでそういう税率のカーブによって高額所得者に――その程度になれば減税の必要のないところですから、五億も十億もある人が百万円や五十万円減税になつたからどうということにならないわけですからね。そういう意味では私は検討課題として行なうべきだ。それ

○福田国務大臣 この議論は税の高さ低さから出でるのではないとうように思います。どういうのが社会の実態に合った課税のしかたであるか。またここに小林さんおられます、婦人は婦

るあるようですが、堀さんの御所見は減税論から出発している、しかも質的に減税しなければならない、こういうところから出発しているというふうに理解してお答えを申し上げます。

円減税したものはですね。上のほうは十万円の基礎控除なんというのはあまり意味がない。何千万円、何億の所得のある人にとってはあまり意味がない。下の低所得のところに意味があるのですけ

をやらないといまの二分二乗も前へ出られない、こう考へておるので、それは基礎控除方式をとろうと二分二乗にいうこと、今後の検討課題として進めてもらいたいと思うのですが、大臣、いかがで

しよう。

○福田国務大臣 理論的にはそういう問題があるんです。手続上の問題、これも残っておりますが、検討課題といたします。

○堀委員 次は交際費課税の問題であります。実は交際費課税も予算委員会で少し議論をいたしました。私はあそこで、一応現在の四百万円、千分の二・五というのを昭和三十七年当時の三百萬円と千分の一におろしたらどうか、こういう議論をしたわけですね。主税局、いま三十七年の税制のとおりでいったとしたら一体これはどのくらいになりますか。四十四年の九千五百四十四億というのは、もし三百万円と千分の一とということであつたとしましてどのくらいになるでしょうか。ラウンドナンバーでけつこうです。

○細見政府委員 九千百五十五億の中、基礎控除を四百万円から三百万円に引き下げるによつて否認割合がどれほどえるかは、資本金階級別の支出構成など基礎的なデータを手元に持つておりませんので、正確な推計はできませんが、かなり金額があふえてくるだらうと思います。

○堀委員 それじや少し計数的にお答えをいたさたいのですけれども、中小法人の交際費であります、交際費の支出階級別でいま一体どういうふうになつてゐるのか、これをちよつとお答えいただきたいと思います。

○細見政府委員 百万円未満の交際費の支出が八一%——これは会社の構成比です。会社の数です。百万円以上が九・六、二百万円以上が三・六、三百万円以上が二・〇、四百万円以上が一・二、五百万円以上が一・〇、七百万円以上が〇・六、一千円以上が〇・七というなことになつております。

○堀委員 大臣に聞いていただくために、今度は資本金階級区分で、一応中小企業といわれる一億円以下の資本金階級で一社当たりの平均交際費支出来額ですね。これはこの前税制調査会長のときによつていただいたのですが、大臣に頭に置いていたただくためにちよつと答えてください。

○細見政府委員 四十四年度で一社当たり七十九

万九千円、約八十万というわけでございます。

○堀委員 違うのですよ。資本金階級別に答えてください。

○細見政府委員 資本金階級別に申し上げますと、資本金が百万円未満の階層で二十八万九千円、百万円以上で五十九万八千円、五百万円以上で百三十五万円、一千万円以上で二百九十八万七千円、五千万円以上で七百八十万円、それからそれを平均いたしましたものが先ほど申しました七十九万九千円、約八十万円というわけであります。今度は資本金一億円以上になりますと一千八百二十九万六千円、十億円以上になりますと八千五百六十万五千円というようなことになつております。

○堀委員 実はこの前の予算委員会で私が四百万円を三百万円にしたらどうかという御提案をしたときに、大臣から、中小企業に与える影響が大きいからという話がありました。しかし、このデータから見ますと、中小企業といわれておるものの中で五千円から一億円のところにいきますと、一社当たり平均が七百八十万円になつていますから、ここには影響はかなり出ると思ひますけれども、それ以下のところはほとんど平均値以下になつてゐるわけですね。そうしますと、平均値がこうなつてゐるといふことは、それ以上に使つたものもあるが、しかしながらものもあるわけですね。ですから、少なくともこのデータから見て、要するに中小企業の中で実際の一社当たり三百万円以上の交際費を使つているところは、比率としてわずかに三・五%にしかすぎないわけですね。それ以下は全部三百万円以下だということになりますと、これは大臣、ほかの新しい抜的な対策があれば別ですけれども、それ

に三十七年のベースまで戻すことは、私はそんな

に中小企业に対しても大きな影響を与えないと思いません。それから、資本金別のほうも、中小企业の場合は実はあまり影響しないわけですね。千分の二・五なんだといましても、資本金が小さいから問題になりません。ですから、これも千分の二・五を千分の一に戻すために、ひとつ三年なら三年計画で、二・五を二にし、二を一・五にし、二・五を千分の一に戻すために、ひとつ三年なら三年経過措置を伴いながら、交際費課税を三十七年にしたつていいと思うのです。要するにそういう

ベースに戻すことはそんなに困難なことはないと思うのです。これが交際費問題ではありますせんけれども、今度も提案になつておりますように、いまのどんどんふえてきている方向から見て、否認比率を六〇から七〇にしたところで実は大勢に影響しないと思うのです。そう思いますので、やはり何らかの抜本的な交際費課税についての処理をすることが私は非常に重要な段階に来てゐるじやないか。特に私は、今後国際化に伴いまして、外国の企業というのはごちそうなどををして商談をまとめなどという発想に実はないわけです。やはりいいものを安く買うということが原則であるとすれば、こういうところに非常にロスをすることは国際競争力の点から見てもいかがであろうか、こういうふうにも考えますので、私は企業の姿勢をただすためにも、民間課税上の公平の問題から見ても、交際費課税の問題といふのはぜひもう少し詰めた処置をしておくことが必要だと考へるのでござりますけれども、大臣、この点いかがでありますか。

○福田国務大臣 このは四十六年度税制でもいろいろ議論をしたところなんです。結局、この前予算委員会でお答えいたとおり、中小企業に与える影響ということで見送りにしたのですが、お話をような問題点もあると思います。それは十分検討いたします。

○堀委員 検討していただくのはいいのですけれども、ひととつ来年度税制でかなり思い切つて処置をしてもらいたいと思うのです。私はそれはドラス

ティックに全部やれと言つてゐるのではないで

す。方法、手段は何も私の提案の三百万円、千分の一に限りません。自民党でも何かもつと手続きが、一歩でけつこうですから、何らかひとつ交際費課税は来年もう一歩踏み込んだ処置をする。ただ七〇を八〇にするというようなことでお茶をかい案を御検討いただいておるようですが、それならそれでけつこうですから、何らかひとつ交際費課税は来年もう一歩踏み込んだ処置をする。

○福田国務大臣 来年はむずかしいという話ですが、とにかく次の機会にはこれをどういうふうにするとかという目標で検討してみます。

難ではなかろうかということを申し上げております。

○堀委員 大臣、しかし国民の交際費課税を適正化しるという声は非常に強いと思うのです。だから与党でも御検討いただいたと思っているのです。もしそういうことなら、いまの租税特別措置の二年を一年に変えましょうや。その点だけ修正しよう。そしてフリー・ハンドにして、もしいい案ができなければそれはもう一年やつたつといいけれども、そういう二年にきめたら二年間手を轉られるのだと一ることは、私は当委員会員

の論議として納得できませんので……。これは与党どうですか、これはいまの二年を一年にして、また来年はフリーへンドで残しておくというのでは、私は与党でも別に反対はないだろうと思うのですが、どうですか。——それじゃこれは理事間でひとつ話し合っていただいて、この点だけは一年にして、来年度はやはりフリーへンドで残すと、いうのは私は国民の期待にこたえるものだというふうに思いますので、あとで理事間でひとつ御検討いただきたいと思います。

それでその次は、支那費の累積は大臣

うことで踏み込む方向でやりたいというお話をあ
りますから、次は、この間から少し私ども議論して
ておりますように、広告税の問題なんです。これ
もだいぶ前から私ども長く議論しておりますけれ
ども、最近はなかなか実は広告の費用というものの
の比率が大きくなつております。ちょっと事務當
局のほうで、一体全体として最近どのくらい広告
の費用が伸びておるのか、御答弁をいただきたい
と思います。

○細見政府委員 四十年には三千四百四十億で
あつたわけですが、中間は飛ばして申し上
げますと、四十三年には五千三百二十一億にな
り、四十五年には七千五百六十億になっておる。
この間一貫して増加しておるわけであります。
○堀委員 大臣、私は広告の問題は、これもやはり
国際競争力との関係で非常に問題があると思う
のです。日本の場合は諸外国に比べて少し広告が

過当に過ぎるのではないか、こういうふうな感じがしてしかたがありません。もう少しへきの一度

的な企業と同じ形にある程度広告も合理化をしていきませんと——それは外国における広告といふのはこれは問題は別でありますけれども、国内だけでもかく過当競争をする手段として広告がどんどんに行なわれておるということは、あまり私には意味がないのじやないかという気がしてしかたがないわけであります。そこで私どもはこの間から提案をしておるわけでありますけれども、これもやはり今までの交際費結果免れに、一つのある一定

限度をつて、要するに標準的な業態には——いろいろな業態によってずいぶん差がありますから、これは業態別で考えませんと一律にはいかないと 思いますが、ある程度業態別の平均値を考えて、それを上回ったものについてはどのくらい否認をする。そういうことである程度この伸び率を少し スローにする。伸びることはやむを得ないと思います、当然経済も伸びておるのでですから。しかし いまの形のままでいけば、これがまたやがて一兆円になる。交際費も一兆円、広告費も一兆円とい

うことで、そういうことは実際にはだいへん価格に転嫁されてくるわけですね。製品の価格に転嫁をされる。それは裏返せば物価対策にも役に立つことであるし、国際競争力にも役に立つてることである。こういう二つの側面から、この問題はひとつ税制上の手段によってコントロールをかける。こういうことが私は今日の日本の経済社会の中で非常に重要なファクターである、こう考える所以ありますけれども、大蔵大臣いかがでありますでしょうか。

○福田国務大臣 広告につきましては、私もどうも少し一般的な見方として行き過ぎの状態じやないか、こういう感じがします。これを矯正する税ということも考えられないことはありませんが、しかし、これが税で完全な対策であるかというと、そもそもいかぬと思います。ですから、これは価格政策だ、物価政策だ、こういう面からの取り上げ方、こういうことも考えられるのじやない

か、そういうふうに思いますが、とにかく税がこの問題で影響力がなーとか、二つ、うふうには考えます

○堀委員 ぜひこれはいま私が提起しましたように、感じとしてたくさん広告が出るからという問題よりも、私はやはり広告料が物価に転嫁されくるという点をより重視する必要があると思いますので、これはひとつ交際費と一緒に少し検討を進めていただきたいと思います。

そこで、これはひとつ主税局にお願いしておきたいのです。たゞいま私どもつとめ合ひ、自らの意見

たもので、それとも立場説明の場合も平均値が算出されるわけですね。あらゆるこういうもので資料をちようだいするときには平均値しか出ないのであります。われわれはやはり課税のいろいろな問題を考えますときには、分布がある程度把握をされると非常に私は処理を考える場合に役に立つと思うのですね。ところが平均値というのはかなりの幅がありますて、全体で平均した額ですから、どういうかこうでその分布があるかによつていろいろなものを考える対策ができると思いますので、これはひとつ国税庁とも相談をしていただきたい

て、急にはいきませんから、今後の法人企業サンプル調査ですね、あれの中に交際費の分布がどうような集計のしかた、あるいは原票のつくり方、同時に広告の費用が、いまの資本階層別、場合によつては業種別もあるでしょうが、そういう形でどういう分布になつておるか、これをひとつこの次に行なう法人サンプル調査のときに調査項目に入れて、いま大臣も検討したいところをしあつておるわけでありますから、この検討を進める参考にしてもらいたいと、こう思つております。

○細見政府委員 交際費のほうは、交際費といふ科目になつておるので比較的わかりいいと思いま
すが、広告宣伝費の関係は、いろいろな会社がハ
とつて、ひとつ処理をしていただきたいと思いま
すが、いかがですか。

いろいろ費目を使っておるものがああいうサンプル

ル調査でうまくとれるかどうか、国税庁とよく相談いたしましたて、なるべく――なるべくといいますか、前向きに善処いたしますが、かなり技術的にはむずかしい問題があるのでないかなという感じだけいたしております。

たけれども、まあ三万円引き上げられて、不十分でありますけれども私どもの希望が一部達成されたわけであります。私どもはこれまで当委員会で論議がずっととされておりましたように、やはり依然として給与所得者とその他との公平の問題といふのは違和感が残つておるというよう判断をいたしております。そういう意味では、どうか給与控除についても今後ともひとつ十分検討を進めていただきたい、金額の問題はさておきながら、やはり一般的な減税も、確かに所得税減税も必要でありますけれども、特にいま各国に例がないと主

○ 税金徴収課長　冬つりよ。

税局長みずから申しました源泉徴収なる手段によつて税金を先払いさせられておる日本の給与所得者には、やはりそれらの問題を含めて、給与所得控除について今後ともひとつ来年度税制を含めて考慮をしてもらいたいということを強く要望したいのですが、その点いかがでしようか。

○ 福田国務大臣　十分お考えはわかりますから、そういう点も頭に置きながら税制の改正に取り組みたい、かように考えます。

○毛利委員長 小林君。
○小林(政)委員 時間もあまりございませんので、私は、先般の委員会で調査の上回答すると言わされました標準率効率表の例の問題につきましてまず質問をしたいと思いますが、その前に私、実ははきょう大臣お見えになるのでしたらぜひお聞きをしたいと思っているところがございましたが、大臣お尋ねになつてしまって、今回この兌換

問題を審議する委員会で、残念ながら共産党、少數党といふことで一度も大臣に質問の機会を与えられなかったことはきわめて遺憾だというふうに考えます。前回のときは、税法の問題等につきましても何回かにわたって大臣に質問をいたしましたがござりますけれども、今回はいつもはずされているような、こういう結果になることをきわめて遺憾思います。今後委員長においてもよろしくお取り計らいを願いたいというふうに考えます。

それではまず国税庁に、先般の問題等について調査の結果を御報告をしていただきたいと思いま

す。

○江口説明員 先般先生から御質問のございまし、渋谷税務署の標準率表を置側で正式に、応援に来てくださった税理士に対し開示したのではなくいかという御質問。並びに、その結果は守秘義務違反の公務員法百条違反になるのではないか、こういう御質問であったと思いますが、渋谷税務署について私ども調べました結果、先般先生がお手持ちになつておられたメモのコピーでございまますか、ああした種類のものは一切出しておりません。したがつて、どういう経路で先生御入手なつたか、私、存じ上げませんが、おそらく税理士先生が、自分の仕事の関係その他でなくずしに耳に入れられた点をメモにしておられまして、当日は納税者が大ぜい来署いたしますが、必ずしも白色申告者等につきましては十分の資料の手続あるいは申告書の代筆等を依頼いたしまします。その場合に収入と経費との関係等で、先生にお持ちでない、あるいは、もちろん白色でござりますから十分な帳簿書類も持つておられない方が大ぜいおられるというふうな段階で、倉卒の間に先生が代筆その他相談に応ずる場合の必要なメモ的なものとしてお持ちになつたものが、先生のお手元の資料ではないかと思うわけでございます。そこで、そのほか私どもの調べました範囲内では、標準率表そのものを税理士先生にお渡し

するということは、私の知っている限りでは一切ございません。ただ部分的には、たとえば賃貸料

関係、これは法定資料でほとんどのものが基本所

得が把握されるものでございますが、そうしたも

の、あるいは源泉徴収の制度に乗つかっておりま

す。たとえば外交員といったようなお方も非常に多

くその管内にあるような税務署につきましては、

場合によってはそのごく一部について、すでに慣

例的に大体標準的なものが知られておるよう内

容につきまして、便宜的になしくずし的にお教え

するというような取り扱いはあるようございま

す。

○小林(政)委員 いま渋谷の実態について調査を

された結果について、そのような事実はないといふお話をござりますけれども、私はあのとき質問をいたしますときに、渋谷も見せていただき、そしてそこで税理士さんが一応その納税者の代筆をされている姿も見た。しかし私どもの住んでおります地域の税務署においても同じようなことが行なわれていたということも申し述べたわけでございまして、あの問題等については決して渋谷の例だけを取り上げてやつたことではなくて、これは明らかに私自身も実際に調査をいたしました結果、事実の問題でござります。このようなことは私は決して事実に基づかない立場から発言をしているのではなくて、もし何であればそれこそ具体的にこれはもつと明らかにすることもできるわけであるということを、まずひとつ前提にしつかりと踏まえていただいたいといふうに考えます。そしてこのような事実があつた場合に——私はこのございますけれども、事実に基づいての発言であります。その場合には外税員の数が非常に多い、比較的まとまってある税務署管内に多いことがございます。それから賃貸料等についても同様の段階で、あるいはその業種団体あるいは代表の方々といろいろな形での意見交換が行なわれるわけございますが、そうした場合には大体の水準というものが年を経るに従つてわかってくると、いうのが現実だらうと思います。そこで、数年そろした経過を経まして、局の署長会議あるいは担当の課長会議等で、あの二月から三月にかけての繁忙な申告の時期に、せつかく税理士の方が署に自發的に応援に来られる。その中で多数の方々を処理をしなければいかぬといったような場合には、効率的な事務の進行をはかるためには、すでに相

て、はたしてこれが事実であるとすれば百条違反になるのかならないのか、この点についてまずお答えを願いたいと思います。

○江口説明員 若干ことばが足りなかつたかと思

いますが、先般先生が手元を持っておられました資料について先ほどちょっと御説明したわけでござ

いますが、確かに先生御指摘のように、渋谷だけではなしに、私ども数局の数署につきましても実

は確かめてみたわけでござります。そこで、東京

局管内の場合も数署について調べた結果では、先

ほどちょっと一部申し上げましたように、賃貸料

関係、それから外交員関係、それらの納税者の比

較的多い署につきましては、標準率表、これは相

当大部の書類の形態をなしておますが、そのう

ちのいま申し上げなくて一部のものにつきまして書

き抜きをいたしまして、この管内ではたとえば外

交員の方が多いといったような呼び出しの状況等を

見まして、当日の朝そうしたタモをお渡しして、

納税相談の際に参考に使つていただく、夕刻には

それを置いていつていただくという事実はあります。

そうした場合になぜそれがやられるかと申しますと、東京管内の場合には外税員の数が非常に

多い、比較的まとまってある税務署管内に多いこ

とがございます。それから賃貸料等についても同

じような地域があるわけござります。從来、別

に公開したということではございませんけれども、毎年毎年のことですござりますので、納税相

談の段階で、あるいはその業種団体あるいは代表

の方々といろいろな形での意見交換が行なわれる

べきましては、これは源泉所得税の対象になつて、

一〇%ということとで完全に基本が把握されるとい

う性質のものでござりますので、そうしたごく限

られたものにつきましては、いま申し上げたよう

な便法を講じまして、事務の短期間でのスムーズ

な処理をはかるというのをいたしております。

したがつて、局の了解のもとに一部のものについ

てそうした取り扱いをした場合には、守秘義務違

反という問題は起きないわけでござります。

○小林(政)委員 局が一応判断をして一部の者に

渡したものについては、それは違反ではないの

だ、こういう見解でござりますけれども、この一

部といえども標準表とか効率表というものは、い

ままで国家公務員の中でもごく限られた一部の人

たち、そしてこれは部外秘というようなことにも

またなつておりますし、このような点で、限られ

た一部の者にしか渡していないというようなもの

を、一応局側がどう判断するかは別としても、判

断をしたということによってこれを渡したことは何ら法に触れるものではないのだ、こういう見解を一方的にとられているわけですから、それは法的にはどういう根拠に基づいてそういう見解がとられるのか。たとえば国家公務員がそのような行為を行なつたということでは裁判になつております問題については、これは明らかに百条一項の違反だ、しかし局側が判断をすれば、それは罰則の伴う国家公務員法百条の違反には該当しない、このような判断の基準というものは法的には何を根拠にこういうことが一方的にできるのかどうなのか、その点ひとつ明確にしていただきたいと思います。

○江口説明員 役所の中にはかなり数多くのいわゆるマル秘資料というものがございますが、そのマル秘資料につきましても、国税庁でできるものあるいは国税局でできるものでは税務署でできるものと、いろんな段階がございます。したがつて、そのマル秘をきめた段階の者が了解を与えて、守秘義務が解除になるといふことに相なるわざでございます。したがつて、いまの場合には国税局でつくっております標準率表のごく一部について、従来の経験に応じまして局の判断のもとに一部の解除と申しますか、ある時期でのなくずし的な使用の方法を考慮したといふことでござりますので、いまの場合には局の了解のもとに行なわれたということで守秘義務が解除される、こういう形になるわけでございます。

○小林(政)委員 私はその法的な根拠というものについて納得できません。この問題について、その実質的な秘密性を有するか、形式的な秘密性を持つかといふことについて、これは一体いつどのような根拠のもとにそれが判断するかと、いうようなことが、一方的にきめられるといふことについてはもつと明確に一片一方では百条違反だといふことなどが進行している中で、局がやる場合には、それは何ら支障がないといふと思います。この問題につきましては、きょう

時間がございませんけれども、これは相当大きな問題でもございますので、あらためてこの問題についてももう一度はつきりここで質疑を行ないたいと思いますけれども、それについて一、二点だけお伺いをしておきたいというふうに考えます。

この問題について大阪の高裁がいま進行中でござりますけれども、一審の判決が出ました場合、裁の判決の出た段階で控訴されているわけでござりますけれども、これについては検察当局が控訴をいたしておるわけでございます。この段階で何をいたしておるか、この点についてまず第一に伺つておきたいというふうに考えます。

○江口説明員 大阪の事件は岡田楨勝事件だと思いますが、正式の見解と申しますのは、訴訟の維持の段階で当然國側が被告になっておりますが、その場合のいわゆる標準率表、効率表の取り扱いの問題、いつどういう形において秘の扱いになつたか、どういう場合にそれが先生御指摘のような解除のことになるのか、その責任の所在はどうなつかれども、これは明らかに、納稅者が特定の税理士にお願いをして、そして業務の相談をするなりあるいは自分の企業の実態を話すなりといふことは、これは不特定多数という点から、質的におらずから異なる事実關係が、このような事態が見えた場合には、まあ茶菓はもちろんのことでありました。全く知らない町の税理士が、ああ、あそここの企業はどうもだいぶ左前らしいとか、いや、あそこの企業はどうもだいぶもうかつていて、税理士さんのほうの自発的な応援体制といふことでやつておるのがほとんどすべてでございます。したがつて、私どもとしましては、こちらからお願いしたものであれば、たとえば日當を差し上げるとか、いろいろなお礼の点も考えなくちゃいけません。それからなお、元所得税課長であった人あるいは直税関係の担当者であつた者、そういう者が証人等でも法庭に出でておりますが、その場合ももちろん事前打ち合わせとしてはいろいろ意見の交換をし、あるいは必要な指示をおるわけでございます。

○小林(政)委員 この問題につきましては後日に譲りたいと思いますが、確定申告について税務署が、幾らサービス業務とはいえ、税理士に一般の納稅者の代筆をさせるといふような行為は一体どのような根拠に基づいて行なわれているのですか。

○江口説明員 税理士さんは、税理士法第一条の目的にありますとおり、納稅者の代理人としているわけですが、私はちょっと納得ができない

わゆる税務事務に携わるということになるわけでございますが、確定申告で会場でということになりますと、不特定多数の納稅者ということでお立で多少問題があるということで、もうすでに十数年前からわれわれ部内でも議論したことがございます。ただ私の承知しております限りでは、全部の署でそういう体制をとつておるかどうか、悉皆調査したことなどがございませんが、局によりまして、若干あるいはまた差し戻し等によつて第二回の大坂地裁の判決の出た段階で控訴されているわけでござりますけれども、これについては検察当局が控訴をいたしておるわけでございます。この段階で何をいたしておるか、この点についてまず第一に伺つておきたいというふうに考えます。

この問題についてももう一度はつきりここで質疑を行ないたいと思いますけれども、それについて一、二点だけお伺いをしておきたいというふうに考えます。

この問題について大阪の高裁がいま進行中でござりますけれども、一審の判決が出ました場合、裁の判決の出た段階で控訴されているわけでござりますけれども、これについては検察当局が控訴をいたしておるわけでございます。この段階で何をいたしておるか、この点についてまず第一に伺つておきたいというふうに考えます。

○江口説明員 大阪の事件は岡田楨勝事件だと思いますが、正式の見解と申しますのは、訴訟の維持の段階で当然國側が被告になっておりますが、その場合のいわゆる標準率表、効率表の取り扱いの問題、いつどういう形において秘の扱いになつたか、どういう場合にそれが先生御指摘のような解除のことになるのか、その責任の所在はどうなつかれども、これは明らかに、納稅者が特定の税理士にお願いをして、そして業務の相談をするなりあるいは自分の企業の実態を話すなりといふことは、これは不特定多数という点から、質的におらずから異なる事実關係が、このような事態が見えた場合には、まあ茶菓はもちろんのことでありました。全く知らない町の税理士が、ああ、あそここの企業はどうもだいぶ左前らしいとか、いや、あそこの企業はどうもだいぶもうかつていて、税理士さんのほうの自発的な応援体制といふことでやつておるのがほとんどすべてでございます。したがつて、私どもとしましては、こちらからお願いしたものであれば、たとえば日當を差し上げるとか、いろいろなお礼の点も考えなくちゃいけません。それからなお、元所得税課長であつた人あるいは直税関係の担当者であつた者、そういう者が証人等でも法庭に出でておりますが、その場合ももちろん事前打ち合わせとしてはいろいろ意見の交換をし、あるいは必要な指示をおるわけでございます。

○小林(政)委員 何らの契約も委託も行なつていません。この問題につきましては後日に譲りたいと思いますが、確定申告について税務署が、幾らサービス業務とはいえ、税理士に一般の納稅者の代筆をさせるといふような行為は一体どのような根拠に基づいて行なわれているのですか。

○江口説明員 税理士法第一条の目的にありますとおり、納稅者の代理人としているわけですが、私はちょっと納得ができない

は備品等の設備をしてお待ちをする、こういう形のものが最近の一般的の例でございます。

○小林(政)委員 私はやはりこのような措置といふもののがいろいろ問題点を含んでいるんじゃないでしょうか。たとえば、これは慣例というような形によってこことろ行なわれておるようでござりますけれども、しかしお金のない税理士がその納付金のほうからお願いをしたというよりは、むしろ税理士さんの応援体制の厚いところ、薄いところ、あるいは場合によってはいようところもあるやん承知しております。この場合に、大体私たことがございませんが、局によりまして、若干のほうからお願いをしたといふよりは、むしろ税理士会のほうからこういう機会をとらえて納稅者の便をかりたいという申し入れがございまして、税理士さんのほうの自発的な応援体制といふことでやつておるのがほとんどすべてでございます。したがつて、私どもとしましては、こちらからお願いしたものであれば、たとえば日當を差し上げるとか、いろいろなお礼の点も考えなくちゃいけません。それからなお、元所得税課長であつた人あるいは直税関係の担当者であつた者、そういう者が証人等でも法庭に出でておりますが、その場合ももちろん事前打ち合わせとしてはいろいろ意見の交換をし、あるいは必要な指示をおるわけでございます。

○小林(政)委員 何らの契約も委託も行なつていません。この問題につきましては後日に譲りたいと思いますが、確定申告について税務署が、幾らサービス業務とはいえ、税理士に一般の納稅者の代筆をさせるといふような行為は一体どのような根拠に基づいて行なわれているのですか。

○江口説明員 当日税理士さんのお見えになつたいきさつは先ほど申し上げたとおりでござりますが、当日税理士さんの席まで見えるのは納稅者の全く自発的な行為でございまして、別にだれそれをどの税理士さんのところに割り当てるといった側の見解をまずお伺いをいたしておきたいと思います。

○江口説明員 当日税理士さんのお見えになつたいきさつは先ほど申し上げたとおりでござりますが、当日税理士さんの席まで見えるのは納稅者の全く自発的な行為でございまして、別にだれそれをどの税理士さんのところに割り当てるといった側の見解をまずお伺いをいたしておきたいと思

の年間行事の一つでございます「納税者の声を聞く時間」というのが十一月の上旬十日間ございま

すが、そのときにも税理士さんはそれぞれの町の人々の集まりやすい場所を借りられまして、いわゆる一般納税相談あるいは苦情相談というようなことをやつておられます。ここ両三年は、たしか二月二十三日かと思いますが、税理士さんの記念の日というようなことにいたしまして、これも全国的なベースでもって、それぞれ必要なところでもつて無料相談ということをやらまして、毎年かなりの納税者がそこに相談に来られ、あるいは苦情処理をしておられる。こういうことでございは、もちろん強制的にそうした行事をやり、強制的に特定の人あるいは不特定多数の人をある目的のもとに引っぱってくる。ことばは悪いのでございますが、そういうことがあれば多少問題かと思いますが、相談に来られる納税者の方々は全く自発的に来られるということになりますと、これを妨げる理由は私たちにはないのではないかといふ感じがするわけでござります。特に帳面等をつけられておられない納税者の方が、二月から三月にかけて私どものところにも、普通の状態とは違う一種の異様な雰囲気と申しましようか、そういう会場に来られた場合にはなかなか、税務職員が直接相応待するということは精神的にもある種の苦痛があるということであらうかと思ひます。これが税理士さんということになりますとワシントンションを置かれまして、かなりエキサイトした気持ちもなだらかになるという効果も聞いております。そうした意味で、毎年同じような状態を続けるかどうかということにつきましては、私の聞きます限りでは、税理士部内でも毎年討論をし、また税務当局のほうとも相談をされて現在まで毎年継続をしておられるという事情でございますので、なるほど先生の御指摘されるような問題があるかも知れませんが、私どもの意識の範囲内では、むしろ納税者のほうにサービスをして喜ばれておるといふうに理解をしたい、かように考えておるわけ

でございます。

○小林(政)委員 この問題については私もいろいろな意見を実はお聞きいたしております。これ

は、一般的の確定申告に参ります納税者は、一応税務署の職員ということでお話をしてもよろしかったなら、私は税理士である、町の近くの税理士だけれども、あなたの問題についていろいろと代筆をして差しあげたい。それに付いてよろしかったら、というような意思表示が一々されているのかどうか。一般の人たちの話を聞きますと、職員なんか税理士なのかということは全く閑知しない、こ

ういった中でこのような業務が行なわれる。そういう中で先ほど私が申し上げた弊害が起こる可能性というものが当然考えられるのではないか、このようなことを指摘したわけでございますけれども、私は、このような誤解を招いたり、あるいはまた一部の中には弊害等もいろいろといわれているこういうやり方等については、いやしくもこれうち、このような考え方を持つております。税務次官にひとつお伺いをいたしたいと思います。

午後五時十六分散会

い、このように考えるわけでございます。

○小林(政)委員 時間がもう過ぎておりますとい

う催促でございますので、私は先ほどの税率表、効率表の問題等については質問を留保いたしまし

て、私の短い時間の質問を終わりたいというふうに考えます。

○毛利委員長 次回は、明二十四日水曜日、午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

大蔵委員会議録第十一号（その一）中正誤

正誤		誤		誤	
段行	段行	段行	段行	段行	段行
正	正	正	正	正	正
イサービリテ	クレジブル	クレジブル	クレジブル	クレジブル	クレジブル
斐イージブリ	斐イージブリ	斐イージブリ	斐イージブリ	斐イージブリ	斐イージブリ
ベーブルサ	ベーブルサ	ベーブルサ	ベーブルサ	ベーブルサ	ベーブルサ
クレジブルサ	クレジブルサ	クレジブルサ	クレジブルサ	クレジブルサ	クレジブルサ
未八	未八	未八	未八	未八	未八
四四	四四	四四	四四	四四	四四
三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
八七	八七	八七	八七	八七	八七
ワイドバード	ワイドバード	ワイドバード	ワイドバード	ワイドバード	ワイドバード
一四	一四	一四	一四	一四	一四
未六	未六	未六	未六	未六	未六
四三二	四三二	四三二	四三二	四三二	四三二
八六	八六	八六	八六	八六	八六
ワイダーバンド	ワイダーバンド	ワイダーバンド	ワイダーバンド	ワイダーバンド	ワイダーバンド
一一〇%	一一〇%	一一〇%	一一〇%	一一〇%	一一〇%
正	正	正	正	正	正
同	同	同	同	同	同
正	正	正	正	正	正
○福田国務大臣	○福田国務大臣	○福田国務大臣	○福田国務大臣	○福田国務大臣	○福田国務大臣

昭和四十六年四月七日印刷

昭和四十六年四月八日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K